

議 事 録

平成26年第2回定例会

[一般質問]

平成26年6月25日（水）

開 議	
議 長	おはようございます。 本日の出席議員は、16人につき、定足数に達しております。 これから、本日の会議を開きます。 (10:00)
日程第1	
議 長	日程第1 一般質問を行います。 質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。 5番 石丸時次郎議員
石丸議員	おはようございます。 久々トップバッターに立たせていただきましたので、頑張っていきたいと思えます。よろしくお願いします。 それでは、通告に従い、順次質問をします。 今回は、活力ある町づくりについて、3点お聞きをします。 その前に、一言述べさせていただきたいと思えます。 去る3月29日、美和みどり保育所の卒園式が、田頭町長をはじめ、多くの来賓の中執り行われました。35名の卒園児は、みんなとっても元気がよく、成長した姿を見ることができました。 式の中では、一人ひとりの園児が大きな声で将来の夢を発表しました。男の子はサッカー選手になりたい、そういう子が多かったようです。 意外に思ったのが、陸上自衛隊になりたいという子も結構いたようです。自然災害の多い昨今、人命救助や災害復旧に頑張っている姿に、感動を受けてのことであれば、すばらしい夢だなと思えました。 また、女の子は、保育所の先生やケーキ屋さんになりたい、そういう子が多かったようです。一人ひとりの子の夢が実現できるよう、私も応援をしていきたいというふうに思えます。 ところで、町長もあいさつの中でふれられておりましたが、町長や議員になりたいという子は、1人もいませんでした。議員の1人として、ちょっぴり寂しい気がしたところです。子どもたちに夢を与えられる存在にならなければと、決意を新たにさせられた卒園式でもありました。 前置きが少し長くなりました。 それでは、質問に入ります。 活力ある町づくりについて、3点質問します。 まず、1点目は、地域経済の活性化について、です。 平成23年3月議会において、私は、失業、雇用問題が深刻な状況にあることから、その対策の一環として、企業誘致について質問をしました。 失業、雇用対策、つまり企業誘致は、必然的に地域経済の活性化を促し、町に活力を与える重要な施策であると考えたからです。 このことにつきましては、町長も同様の認識のもと、経済の活性化については、内発的地域振興と外発的地域振興の二本立てでいくとの考えをお聞きしたところです。 また、企業誘致の促進をはかるため、四三嶋地区に企業誘致ゾーンも設定されました。さらに、平成20年7月に筑前町企業誘致条例を制定し、積極的に企業誘致活動に取り組まれてきたところです。 このように、町が今日まで、企業誘致に誠意努力されていることは、承知しているところですが、今日まで具体的にどのような取り組みがなされてきたのかを、まずお聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

議 長	都市計画課長
都市計画課長	おはようございます。 ご回答いたします。 企業誘致はよく縁談にたとえられます。両社の合意が整って、企業立地計画が進められてきます。 企業は、進出を検討される場合は、複数の候補地から、立地条件はもとより、地方自治体の優遇措置や風土、人柄、人材確保など、企業は慎重に、多角的に検討をなされます。 筑前町でも企業誘致の地方自治体間競争に後れを取らないように、平成20年に企業誘致条例を定め、条件に該当すれば3年間の固定資産税の減免措置などが受けられるような条例を制定しました。 筑前町総合計画では、「活力と交流に満ちた筑前」と題し、工業の振興を掲げています。 立地条件として、筑後小郡インターチェンジに近接し、主要地方道久留米筑紫野線沿線となる四三嶋地区の一部を企業誘致ゾーンとして、約10haの農地を、農村地域工業導入等導入促進法に基づく農村地域工業等導入実施計画を策定しようとして、平成19年度に着手しました。 その時期の景気は右肩上がりで、一体的な工業団地をレディメードでつくっても、工業用地の塩漬けとなる用地は出ないであろうという政策的判断で、作業に取り組んでいた経過がございます。 その間に、マルヤス工業誘致案件が、福岡県企業立地課から打診があり、個別協議に切り替え、オーダーメードでマルヤス工業の企業進出の調整を行いました。 マルヤス工業につきましては、関連質問が通告されておりますので、後ほど回答させていただきます。 企業誘致の成功の成果は、大きな波及効果を及ぼします。まず、第1に雇用の創出、第2に自主財源の増収、雇用住民の増加、将来的には関連企業の進出も考えられます。 筑前町合併後の町がかかわった企業誘致は4社あります。 原地蔵地区に2社、平成21年に株式会社ホーリン、化粧品工場であります。現在、従業員及びパートを含め90人が勤められています。町内からは15名が採用されています。 平成22年に東洋精工株式会社が進出され、キヤノンのデジタルカメラ工場でございます。従業員は147名、この内49名が町内から勤められています。 この2社は、一部町がサポートをしましたが、自力で開発をされて進出された企業でございます。 また、四三嶋地区企業誘致ゾーン内に、福岡県が立会人となり進出した企業が2社あります。 平成21年にマルヤス工業株式会社、自動車部品メーカーでございます。 平成23年に株式会社多田精機、金型製造工場でございます。 現在の企業誘致の取り組みは、四三嶋地区企業誘致ゾーンを中心に窓口対応している状況です。複数の企業進出の打診、相談はありますが、平成22年の農地法改正により、農業投資がされた第1種農地は、農地転用の見込みが立たず、開発が困難となっており、厳しい状況を伝えている現状でございます。 例外規定の、農業に資する企業であれば、誘致可能性があることも伝えていますが、今まで時間を要して解決してきた案件でも、打開が見いだせない状況でございます。以上でございます。
議 長	5番 石丸議員

石丸議員	いわゆるアベノミクスによって、この間様々な景気刺激策が講じられてきました。特に、日銀による異次元とも呼ばれる大量の資金供給は、円安や株高の流れを、一時的に加速させ、輸出企業を中心に業績が改善し、一定の成果を挙げました。 一方、輸出数量や銀行貸し出しが伸び悩むという誤算もあらわになり、まだまだ楽観はできない状況のようです。また、企業には様々な優遇策が講じられているにもかかわらず、国内に工場を建てようとする動きは鈍いようです。 このような状況の中での企業誘致は、口で言うほど簡単でないことは、十分承知しているところでありますが、なにせ企業誘致による効果は、私がここで述べるまでもなく、周知のとおりであります。 私も議員の1人として、全力を傾注して取り組むことを申し述べ、次の質問事項へ移ります。 平成21年3月、四三嶋地区企業誘致ゾーンに株式会社マルヤス工業との土地売買契約が成立して、5年が経過しました。いまだ進展がないようですが、この間、町はどのような働きかけを行ってきたのか、また、今後の見通しを含め、進捗状況についてお聞きをします。
議 長	中野副町長
副 町 長	お答えいたします。 先ほど、課長のほうから、マルヤス工業との経緯、これを若干述べましたが、県知事立会のもとですね、立地協定を20年の6月に行っております。その後21年の3月に契約ということで、一応たどり着いたわけでございますが、当時の新聞社へのプレス発表でですね、愛知県の自動車部品メーカーが筑前町に進出するというような、画期的なニュースが流れたわけでございます。 土地、建物、償却資産等の設備投資額およそ10億円ということで、そのときにパッとよぎったのが、固定資産税で1,400万入るんだなというようなことで、非常に喜んだわけでございます。 そして、従業員につきましては、最初は10名から15名、いずれは100名というようなですね、計画がされておるといふようなことで、非常に期待をいたしておったわけでございますが、21年の9月に、もうご存じのとおり、アメリカの投資銀行であるリーマンブラザーズの破たんによりまして、世界的金融危機を迎えまして、為替相場で、最高円高74円台を付けたというふうなことで、自動車業界におきましては、たいへんな打撃を受けられ、マルヤス工業といたしましてもですね、事業拡張なんてもってのほかというような状況になったわけでございます。 あれから数年たちまして、今年の3月、もう5年が過ぎるというふうなことで、今年の1月と、最近では6月に、都市計画課長とですね、それと県の名古屋事務所長立会のもとですね、マルヤス工業を企業訪問いたしました。 そのときに失礼にはあたると思いましたが、この5年間のですね、社会情勢の急激な変化というのは、自動車業界にとっては大変な時期であったことを承知の上ですね、うちの事情も聞いてくれというふうなことで、行ったわけでございます。 とにかく5年経過した、契約書の内容を再度確認いたしましようというふうなことでございます。 そして、町といたしましても、この土地、地域においてはですね、かなりの公共投資をいたしておると。それから、マルヤスさんの土地が埋まらないことにはですね、今後の企業誘致の発展もままならないというふうなこと。 しかしながら、筑前町住民はですね、マルヤスさんの進出には、たいへん期待をしておるといふようなことで、お話をいたしました。 しかしながら、最後にですね、今後のマルヤスさんの動向によってはですね、土地の買戻し、これもですね、町としては視野に入れておるといふようなことで、早急に

	ですね、役員会等を招集していただきまして、この案件について検討いただきたいと、強く要望をしたところでございます。 そして、6月の17日に名古屋事務所のほうからご連絡がありまして、6月9日にですね、会社が協議をしたというふうなことで、工場をつくる方針で検討をします。9月までにはですね、ある程度の青写真は示したいと。 しかしながら、土地の買戻しは絶対避けたいというふうなことです。 会社としても、どこかに設備投資はしなければならない状況になっておるというふうなことでございます。 そして、この土地についてはですね、福岡グリーンアジア特区制度や県の助成金制度に該当するというふうなことで、県の名古屋事務所から詳しく説明がっております。そういうことで、会社としてはですね、この特区に乗ることによってですね、進出しやすくなると。 しかしながら、28年の3月までにはですね、完工しなければならないという条件があるというふうなことで、非常に町としても大いに期待をしておると。 以上のような進捗状況であることからですね、9月までは会社の動向を見たいというふうなことで、回答をさせていただきます。以上です。
議 長	5番 石丸議員
石丸議員	今日の社会状況からして、企業誘致は大変困難であることは、私も承知しておるところであります。 そのような状況の中で、マルヤスの件については、5年を経過しても、何らの進展がないことに、たいへん心配しておったところですよ。 が、先ほどの副町長、回答の中にありますように、9月にはですね、青写真を示すとの回答を得た、そういうことですので、ようやく前へ進むのかなと、そのように思っているところです。 できれば、これを機に早期の実現を願っているところではあります。まだまだ社会情勢は予断を許さない、そういう状況にあると思います。 そこでお聞きをします。先ほど進捗状況の回答の中で、9月に青写真を示すとの回答を得たとのことでしたが、土地売買契約時には、そのようなものは示されなかったのか、また、5年を経過して、こういう言い方は語弊があるかもしれませんが、今さら青写真かと、そういう思いも持っているところでございます。 そこで、土地売買時の契約内容についてですね、お聞きをしたいと思います。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	事務的なことになりますので、都市計画課のほうから回答させていただきます。 土地売買契約書は、平成21年3月6日に、筑前町を甲として、マルヤス工業株式会社を乙として、契約を締結しています。 議員内容の質問につきまして、建設の義務などとして、第9条に、乙は本土地を引き渡しを受けた日から3年以内に工場の建設に着手し、5年以内に操業を開始するものとする。 但し書きがございまして、ただし、経済情勢の変動などにより、事情やむを得ないと認められるときは、甲乙協議して定めるものとする。 以上の内容のような契約になっております。
議 長	石丸議員
石丸議員	先ほども申し述べましたが、国は、あの手この手を駆使し、企業の後押しに力を入れておりますが、なかなか笛吹けども踊らずといいますか、正直なところ、踊ろうにも踊りようがないというのが、実態ではないかと思っています。 そのような社会情勢の変化による企業の事情は理解できないわけではありません

	が、町も本町が目指す自立都市への足利りとするための、新しい生産拠点の形成と整備を進めてきたところです。 また、本町では、平成24年3月に策定した後期基本計画の政策目標に引き続き、活力に満ちた筑前町を掲げ、企業誘致活動を通じて、地域経済の活性化と雇用の場の確保を図るとし、さらに地域活性化の切り札は、企業誘致であるとの認識の下、積極的に企業誘致活動を推進するとのことでした。 マルヤスとの件は、すでに約束の5年を経過しております。早期実現に向けて、より一層の努力を強く要望し、次の質問事項へ移ります。 今回のマルヤスの件から、今後のこともありますのでお聞きしますが。 契約から5年が経過し、第三者への譲渡等はないものか、危惧していたところです。 そこで、契約の中に、譲渡禁止や解除権及び買戻し権等が明記されていると思いますが、その内容をお聞きしたいと思います。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 譲渡禁止などとして、第10条に、乙は、第4条の所有権移転、登記の行われた日から5年間は、本土地を第三者に譲渡し、または第三者に貸し付けてはならないものとする。 ただし、乙の申出により、甲が事情やむを得ないと認めるときは、この限りではない。 それから、甲の解除権及び買戻し権として、第11条に、甲は、乙が前条の期間内に次の各号に該当すると認める場合は、細則の手続きを要せず、この契約を解除し、または、本土地を買い戻すことができるものとする。 1、第8条に定める用途指定の義務を履行しなかったとき。2、その他、この契約の条項に違反したとき。というような条項となっております。
議 長	石丸議員
石丸議員	ありがとうございました。 第10条、譲渡禁止のところでお聞きをします。 乙は、先ほど課長の回答の中にありましたように、乙は、5年間、本土地を第三者に譲渡し、または第三者に貸し付けてはならないものとする。とありますが、5年を経過した場合、どうなるのでしょうか。 5年はだめだけど、5年を過ぎればその限りではない、とも取れなくもないのですが、この点について、お聞きをします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	先ほど答弁しました第9条に関係しますが、引き渡し後5年以内に操業を開始するように、条文を定めています。 しかし、但し書きがあり、経済情勢の変動による場合は、甲乙協議することになっています。 また、第10条の条文で、譲渡や貸付の禁止期間として、所有権移転、登記後、5年間の担保期間をとっているところでございます。 契約の日からでは5年が経過しています。登記日付で考慮すれば、今年の12月で5年が経過します。 この土地売買契約は民事契約であり、契約日が有効であると判断しているところでございます。 契約の解除請求権は民法上10年が有効であると、確認しているところでございます。以上でございます。
議 長	石丸議員

石丸議員	本件につきましては、この契約の条項に違反していることは、間違いないものと、そのように私は考えています。 先ほど課長答弁の中にありました、このような場合、第11条では、細則の手続きを要せず、この契約を解除し、または本土地を買い戻すことができるものとする。と明記されていますが、今回、9月に青写真を示すとのことですので、今少し待ちたいと、そのように思いますが、大事なことは、いつから操業できるのかということだろうと思います。 9月に青写真を示して、また、4年、5年かかるのかなという思いもありますので、いつから操業できるのか、このことをですね、しっかり確認をしていただきますよう、社会情勢なりありますので、あるいはその他の条項もありますので、難しい面もあるかと思いますが、しっかりですね、早く操業できるように要望しまして、次の質問事項へ移ります。 町では、工業系企業の誘致を行うことを、基本方針としているようですが、今日の工業系企業誘致についての考えをお聞きます。
議 長	中野副町長
副 町 長	お答えいたします。 福岡県は、北部九州自動車、150万台生産拠点推進構想ということですね、これを掲げ、北部九州における自動車産業拠点を推進してきたところでございます。 当時、そのような状況であったがためですね、わが町におきましても、自動車産業には特化しておりませんでしたが、資産投資も多額となり、雇用創出も大きく期待される製造業等を主眼としてですね、進めてきたところでございます。 しかしながら、5年前、6年前とは状況が様変わりいたしております。そういうわけで、企業誘致条例にも明記されておりますが、製造業の他に、情報関連企業、それから研究関連企業、流通関連企業なども産業の振興、雇用の促進へ繋がるため、門戸を大きく広げ、このような優良な企業があれば、積極的に支援していきたいというふうに考えております。 ただし、先ほど課長から申しましたように、この四三嶋地区の企業誘致ゾーンにおきましては、平成22年の農地法の改正により、第1種農地であるため、制限が非常に厳しくなっております。 農商工関連した、農業に関する関連企業であればですね、開発可能性があるわけですが、福岡県企業立地課や窓口の企業相談の内容を聞き取りながら、企業情報収集に努めていきたいと考えておるところでございます。以上です。
議 長	石丸議員
石丸議員	ありがとうございました。 たいへん厳しい条件もあるようですが、副町長、言われますようにですね、門戸を広げて、企業誘致ができるようお願いをしたいと思います。 昨今の社会情勢からして、企業誘致は、何度も言いますが、たいへん厳しい状況にあることは、誰しもが認めるところだろうと思いますが、今日の財政、雇用問題等をはじめ、町の将来、なにかんづく地域経済の活性化を図るうえで、企業誘致は重要な課題であります。 町も努力されていることは十分に承知していますが、とりわけマルヤスの件については、町民の中からも、どうなっているんだという声も聞かれます。 また、この件については、昨年の9月議会において、一木議員から、買戻しを含めての質問がありました。 それに対し、町長は、マルヤスの用地については、まず、積極的にマルヤスのほうで活用をお願いしたい。今後は、マルヤスの意向を十分に尊重し、進めていくとの回

	答でした。 あれから9カ月、少し悠長すぎるのではないかなと思っていましたが、先ほどから言いますように、9月に青写真も出るということですので、少し安心をしているところです。 一方、町は厳しい財政の中、職員数や給与の削減をはじめ、それこそ身を切る思いで、経費削減に努めている姿には、頭が下がるばかりです。 また、最小の経費で最大の効果を挙げようと、職員も一丸となって取り組んでいるところです。 そのような状況の下、この案件を、これ以上先送りすることは、町の損失からしても許されるものではありません。 もちろん町当局も、そのことを誰よりも痛切に感じていたからこそ、今回、前向きな回答を得ることができたものと思っています。 さらに努力されんことを要望し、次の質問事項へ移ります。 次に、総合支所の今後の方向性について、お尋ねをします。 本年2月13日、総合支所のあり方についての答申がだされました。 その中の建物の扱いについては、建物の維持管理及び修繕にかかる費用を考慮すると、将来的な計画が定まらない以上は、取り壊しが望ましいということですが、町の考えをお聞きたいと思います。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 総合支所につきましては、先ほど申し上げられましたように、今年の2月に答申を頂いております。 答申を受けまして、庁内会議、協議を行いましてですね、基本的には、老朽化が、インフラ整備が進んでおるといことです。もう総合支所だけの問題ではないというふうな判断をしております。 総合支所だけではなく公共施設の在り方について、全体的な目標年次を進めて協議をしていくべきではないかということで、検討しております。 そういう中で、国におきまして、インフラの老朽化が進み、どこの市町村もそうなんですけど、新しくつくることから賢く使うことへということで、認識のもとに、平成25年11月に、インフラ長寿命基本計画が策定されております。 こうした国の動きに合わせて、地方公共団体に対しても、公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するために、速やかに公共施設等総合管理計画の策定に取り組むように、要請がされております。これは、4月でございます。 これを受けまして、町としても庁内プロジェクトを設置し、公共施設等の総合計画の策定に取り組むように、今、検討し、協議しておるところでございます。以上でございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	もう1つお聞きします。 次に、土地・建物の用途については、委員の中からは、様々な意見があげられたが、委員会として、特定の用途を指定しないとの結論に至ったとのことですが、答申を読みますと、あの場所は、旧三輪地区の中心であるという思いがうかがえます。 また、町長もことあるごとに、あの場所は1丁目1番地であると言われていました。 であるならば、町民の多くは、それにふさわしい活用を期待しているのではと、推察しますが、考えがあればお聞かせください。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。

	新町の総合支所のある場所はですね、まさに合併前の三輪町の1丁目1番地でございます。1丁目1番地ということは、歴史的にも、また後世にとっても1丁目1番地でなければならないと、そのように考えます。 交通の面から見ましてもですね、要所でございます。そういったことを十分考慮しながら、この利用については、検討をさらに深めなければならないと、そのように現段階では考えております。以上でございます。 もちろん答申をですね、最大限に尊重しながら、進めてまいりたいと、そのように考えます。
議 長	石丸議員
石丸議員	それこそ1丁目1番地でありますので、それこそ、これからの若い世代の人たちにとっての活用をですね、ぜひお願いをしておきたいというふうに思います。 次に、合併10周年記念事業について、お聞きをします。 まもなく合併10周年を迎えますが、記念事業等の計画は進められているのかをお尋ねをしたいと思います。
議 長	総務課長
総務課長	事務的な内容ですので、私のほうからお答えさせていただきます。 合併後ですね、来年の3月には満10年になります。 10年という節目につきましては、将来へ向けた町づくりの重要なステップとして、繋げていかなければならないというふうに考えます。 10年間の町づくりの成果や課題を住民の皆様にお知らせし、将来の町づくりの元気の元にしなければなりません。 1つの重要な節目にしなければならないというふうに考えおります。 記念事業としましては、10周年の誕生日と言える式典を開催したいと考えております。 期日につきましては、平成27年5月10日、日曜日を予定をしております。 式典の内容につきましては、検討中でございます。 また、平成27年を10周年の年ととらえまして、従前から開催しております様々なイベントやスポーツ大会やど〜んとかがし祭り、そういった町民を挙げての催しにつきましては、合併10周年の冠をつけ、できる限り趣向を加えたイベント、大会等になるよう、関係する団体に協力を呼び掛けていきたいというふうに、考えているところでございます。 町民全体で10周年を祝うという趣旨からもですね、町の職員だけでなく町民全体で、町民の皆様の協力を得ながら、町民全体で合併10周年の意義を感じられるような取り組みにしていきたいというふうに考えております。 また、気運の醸成にあたりまして、広報においては、10周年前にですね、特集記事を掲載したいというふうに考えます。 また、現在、10周年の取り組みを振り返るDVDを、現在作成中でございます。合併の記念式典におきまして、発表する予定で進めております。 それから、今後は、町の職員、プロジェクト、及びコンサル等を含めまして、総合域に検討も必要ではないかということでございます。 ただ、合併10年を境にですね、交付税も段階的に削減される予定でございまして、財政的にはますます厳しさが増していくことが予想されております。 お祝いムードだけに終わらないようにですね、努めていくことが重要だというふうに考えておるところでございます。以上でございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	ありがとうございました。

	10周年の記念事業については、様々考えておるようですので、期待をしておきたいと思います。 そこで、1つ要望ですが、合併10周年、これはですね、子どもからおじいちゃん、おばあちゃんまで、楽しく参加できるような、そういう形式をですね、ぜひ取り入れてほしいなど。そのことによってですね、10周年記念事業が町民のより一層の融和を図り、併せて町の活性化の一助とならんことを期待をしております。 そのことを申し述べまして、私の質問を終わります。以上です。
議 長	これにて、5番 石丸時次郎議員の一般質問を終了します。
休 憩	
議 長	ここで、休憩をいたします。 10時50分より再開いたします。 (10:37)
再 開	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (10:50)
議 長	7番 福本秀昭議員
福本議員	本題に入ります前に、今、国は集団的自衛権の問題で大きく揺れておるわけですし、確かにそれぞれ一人ひとりが、意見が違ふということは当然のことだと思いますし、私たち地方におればなかなかそういった問題が、実感としてあまり強く感じ受けないわけですが、この問題は、敗戦国家の日本としては、極めて大事な問題であろうと思います。 そういった観点から、国民一人ひとりの意見、意思というものを、やはり確かな形で表さなければならないというふうに思うわけでございます。 では、本題の質問に移りたいと思います。 まちづくりについて、ということで通告をいたしておりました。 3点ほど、議員視察の問題、2点目は職員定数管理の問題、3点目は、西部地区の計画についてということで、順次お尋ねをしてみたいと思います。 まず、議員視察研修で得た成果はということで、先日、研修報告をさせていただきましたけれども、十分な内容で報告したわけでもございませんけれども、その視察で学んだことをですね、本町において、今後の展開に役立てができればなという思いでございます。 武雄市の樋渡市長は、開店休業では市民サービスではないと、誰でもやらないことをやるのが行政であると、そういった力強いメッセージをもって、図書館運営に取り組まれています。 樋渡市長は、非常に説得力のある内容で説明をされたわけですし、武雄市の図書館については、いわゆる建設から始まって、新蔦屋書店が指定管理者として導入され、まさに運営ではなく経営者だと、そういった実感を持ったところでございます。 そういったことで、まず、町長にお尋ねいたしますけれども、町長は、どのような意見を持っておられるのか、まず、見解をお聞きしたいと思います。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 まず、私も熊本県上天草市、佐賀県の武雄市に同行させていただきましたありがとうございました。 一番の収穫は、やはりこの本に出会えた、この本を読めたということでございます。たぶんあそこに研修に行かなかったならば、この本に出会うことはなかっただろうと察するところでございます。 少し私の感想を述べさせていただきます。

	武雄市、上天草市、共に平成の合併で生まれた自治体でございまして、行財政改革と地域活性化の積極的な取り組み姿勢を実感いたしました。 上天草市の幹部職員の方に尋ねますと、武雄市を意識した図書館建設の構想があるそうでございます。両自治体に共通していたことの1つは、図書館政策に力を入れてあるということだと思いました。 特に、武雄市の図書館運営は、民活による観光的視点も取り入れたまちづくりとしての政策であり、運営も従来と違った視点でたいへん勉強になりました。 武雄市の人口は、今、人口5万割っているようですけれども、5万人弱、図書館予算が1億5,300万、内委託費が蔦屋さんで1億1千万。 本町と比較いたしますと、本町の人口が3万人弱で、図書館予算7,290万、本町との予算比較、さらに市長の熱弁からして、政策の重要度がうかがい知れるところでございます。 武雄市長の著書の一節に、「図書館は文化の顔であり、武雄市の顔である」との言葉があります。この施設と、その取り組みが、その表現であると察するところでございます。 初年度とはいえ、年間来館者が90万人を超え、経済効果も20億円から、さらにはマンション等の建設など、人口対策にも寄与しているようでございます。 市長は、図書館はまちづくりのエンジンだと書いておられます。筑前町でも図書館は自慢の施設の1つでございます。他自治体1館の経費で2館の運営を行う努力をしているところでもございますが、武雄市を見まして、利用者増など、さらには住民の方々の図書にふれあう機会の増大など、今後の図書館運営の参考になったところでございます。 また、本町と比較いたしまして、 本町も平和祈念館とかみなみの里の取り組みによりまして、ほぼ年間80万人からの観光客が生まれているところでもございます。これはこれで、筑前町の個性を生かした町の魅力になりつつあります。それぞれの自治体、人口政策等を念頭に、地域の個性を生かしたまちづくりに努力しなければならないということを、再認識したところでございます。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	今、町長から武雄市の現在の取り組みについて、詳しくお話しいただいたわけです。私も、武雄市の図書館をそっくり本町に取り入れるというのは、ちょっと厳しいのではないかなというのが、まず実感でございました。 というのも、やはり本町の図書館はオーソドックスな姿、構造だというふうに思うわけです。 武雄市は、もう見られて分かりますように、ユニークな建物構造から始まってですね、やはり蔦屋書店の経営がしっかりおさめられた経営であると、そういうふうに見ておるところでございます。 そこで、上天草市については、ご案内のように、どこの自治体も今度普通交付税が減額されるといった不安があるわけです。 そういった中で、平成16年に4町が合併をしまして、そのスタートからやはり財政難であったというのが、大きな要因でもあるわけです。 その財政難を克服するために、やはり行政コストを削減しなきゃならないと。そのためには、やはり窓口業務にとっかかっていくということで、その選択肢が、いろいろ考えられたと思いますけれども、民間委託に踏み切られたということでございます。そして、7,700万円の財政削減ができたということで、これが一番の収穫であったというふうなお話でもあったわけです。 財政計画を平成31年度までに16億円不足するという話もされておりました。こ

	れは、たいへんなやはり財政難であるという事情の中ですね、当然やはり民活を取り込む他にはないと、解決しないと、そういった計画のもとで、大野城市とかですね、いろんな事前の検討会、あるいは準備がなされてきて、平成25年の4月1日に業務が開始したということで、24年の12月議会で補正を組まれたということで、スタートしたということでございます。 そこで、田頭町長も幅広い情報をお持ちであろうと思いますけれども、窓口業務の一部でも結構ですけれども、いわゆる証明書発行からでもですね、私は段階的に取り組んでも、私は、今、筑前町にそれこそ取り組む一番の手法だろうというふうに考えるわけですが、町長は、この業務委託について、どのような考えを持っておられるのかお答えいただきたいと思います。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 私もですね、節約すべきは節約、民間でできるところはぜひ民間にと、ということの方針は全く同じでございます。 具体的には、篠隈保育所等々につきましても、あのような形で民間委託させていただきまして、その分の経費削減はかなりのものがございます。 また、後で住民課長のほうが説明いたしますけれども、ああいった全面的なことではございませんけれども、うちも業務委託という手法ですね、その前段の取り組みがなされているところでございます。その件について、課長のほうから説明いたします。
議 長	住民課長
住民課長	それでは、住民課のほうから、現状についてご説明をさせていただきます。 公共サービス基本法が平成21年7月1日に施行され、市町村の窓口業務の民間委託が可能となっております。 公共サービス改革法34条に基づく特定公共サービスは、本人請求等の受付と当該請求に係る証明書等の引き渡しに限定がされておりました。 この公共サービス基本法の施行により、市町村のほとんどの窓口業務の民間委託が可能となっております。 現在、住民課の受付窓口業務は、住民票、戸籍の交付、各種証明書の発行、転入、転出等の住民異動に係る受付、出生、死亡、婚姻、離婚等の戸籍届の受付業務を行っております。 平成26年度より派遣職員を本庁に3名、支所窓口には2名を配置し、窓口業務の一部を行っておりますが、派遣受け入れの期間の制限、原則1年、最長3年があることから、窓口業務の一部を民間委託することにより、専門性の充実、業務の効率化、サービスの維持向上を図りたいと考えておるところです。 ちなみに、平成25年度、26年度の正規職員の数ですが、平成25年度、本庁6名、支所4名、26年度、本庁5名、支所3名、それぞれ1名減という形になっております。以上です。
議 長	福本議員
福本議員	すみません、課長には後先になりまして、申し訳ございませんでした。 ただいま、窓口業務として、今後の取り組みについて、お話しいただいたわけですが。 確かに、窓口には、やはり町民の方の一番目につくところでもございます。そういった中で、筑前町がやはりサービスが低下しないように、そこは民間の力も合わせて、共用と言いますか、共有しながら活用していくということも大事だというふうに思っております。

	最初に申し上げましたように、やはり何といっても経費削減という大きな課題に向かってですね、この事業は展開していくということだと、基本的にそう思っておるわけですし、時間がかかるかもしれませんが、執行部のほうで、さらに準備のほうを進めていただきたいというふうに思います。 以上で、1点目は終わりました、次に、職員の定数管理について、質問をいたします。 正職員の現在の職員数は、現在何名になっておるのか、お答えいただきたいと思います。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 本年、26年の4月1日現在で170名でございます。
議 長	福本議員
福本議員	町長もごあいさつの中で、25年度の職員の退職者が非常に多かったということで、170名で頑張っていこうといったお話をされておったわけでございます。 一応、行革の方針の中では、177名で説明があったやに思います。これも議会報告会の中ですね、必ず質問が出るんですよ。今、職員数は何名ですか、というお尋ねがあるわけです。それだけに関心のあるのかなというふうな思いがいたしておるところです。 これは、177名というのは、もういわゆる限定的な形で、そういう理解でいいのでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 今、177名が限度かということですが、この177人というのはですね、総合計画における実施計画の平成28年度の目標値が177ということで、限度数については、定数条例がありますので、そちらのほうで規定いたしておりますので、この177というのは、総合計画における目標値でございます。
議 長	福本議員
福本議員	ということは、合併して10年の中での、いわゆる総合計画のプランの中にあるということですね。そういう理解でいいでしょう。
議 長	総務課長
総務課長	これまでの経過を少しご説明いたします。 まず、平成17年にですね、策定いたしました行政改革大綱ですね、この中で定員適正化計画というのを作りまして、5カ年間の中期的指標、これは5カ年ですので平成22年、このときの平成22年の目標が198人でございました。そして、10年目ということで、平成27年の目標値が170ということで、当初は定員適正化計画を作っておりました。 しかしながらですね、平成24年3月に策定しました総合計画の後期基本計画においてですね、定員管理計画の目標値をまた改めてですね、作ったということで、最初の10年、最初のときですね、その後の計画のときでは、増大する福祉とか健康、子育てとか、様々な業務の対応、それから地方分権による権限移譲というようなこともありまして、事務改善は当然推進してきたわけですが、総合的に検討いたしまして、28年度の目標を177人に見直してきたところでございます。
議 長	福本議員
福本議員	いわゆる現在が170名で、事務的対応をされておるということですので、今、170名でやれるんだという理解をいたします。 28年度までの行政改革大綱の中では、そういった見直しはなされておりますけれ

	ども、できたならやはり170名、当初の、合併時の目標だった170名で、やはりやれるところまでやっていただくということを期待するわけです。 今後も窓口業務が民間委託と、そういった方向になってきた場合にはですね、必ずやはり職員数の問題も、またそのときには問題化するのではないかなというふうに思っておるところです。 では、最後の質問になりますけれども、西部地区の問題について、お尋ねをいたします。 これまで、南部地区の問題は、私たちも多くの話題としてお聞きしてきたわけですが、西部地区については、町長からいろんな話は聞いてきました。ところが、具体的なきちっとした計画の中では、あまり私たちには記憶にないわけですが、この点、計画があるのかどうか、担当課長からお答えいただきたいと思います。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 国土交通省では、毎年6月をまちづくり月間と定めています。人口減少社会、超高齢化社会となっており、まちづくりにおいても、高齢者が自立して暮らしていける環境、子育て世帯が安心して子どもを産み育てられる環境が不可欠となっています。 特に、高齢者ができるだけ長く心身ともにすこやかに生活を送るために、公共交通やインフラを活用しながら、ゆっくりと街歩きなどが楽しめるような、また、地域のコミュニティ活動に参加し、生きがいを感じられ、安心して暮らせるような、人にやさしいまちづくりが必要と考えています。 筑前町の最上位計画である総合計画の基本計画に、新たな発展が整った筑前が明記され、計画的な土地利用の推進、市街地の整備を実施することとし、施策の方針としては、環境、景観と共生する安全で快適な賑わいのある市街地の創造に向け都市計画マスタープランに基づき、町民の積極的な参画、共同の下、計画的な都市づくりを推進することになっています。 議員、ご質問の点ですけれども、西部地区に特化した具体的な計画は、現在のところございません。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	今、課長からお答えいただいたんですが、西部地区については、具体的な計画はないというふうに理解するわけですが、やはり西部地区関係の方を対象にした協議会、まちづくり協議会というのは、これまでなされてなかったということではないかなというふうに、おそらくそういった関係地区の関係者で寄られるとですね、おそらく西部地区に、何か市街化の方向に具現化するような、やはり方策が出るはずですよ。 ところが、そういった話し合いの機会がなかったということではないかなというふうに思いますが、この点、課長、どうお考えでしょう。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 西部地区である二、朝日地区は、筑前町国土利用計画では住環境整備ゾーン、また、筑前町都市計画マスタープランでは都市ゲートの拠点であり、緑の基本計画では緑化重点地区を設定しており、筑前町の玄関口として重要な地域であることは認識しているところですが、地区住民を対象にした、そういう協議会もしくは会議ですね、そういうものは今まで開催されたことがないところでございます。
議 長	福本議員
福本議員	確かに福岡市に近い西の玄関口だということで、そういう思いは持っておりますけれども、実際、それが具体的に行動するとか、そういったことがこれまでなかったということで、残念な思いがいたしておりますけれども。

	町長も、住みよいまちづくり、住みやすいまちづくりをつくるために、やはり戦略的に、西部地区にいろんな事業、適正な事業等があれば、やはり取り組んでみたいという話も聞いてきておるわけでございます。 この点、西の玄関口として、町長は、言葉だけじゃなくしてですね、やはり都市計画課と具体的に、ある程度方向付けなり、そういうものを指導していただいたらなというふうに思いますので、町長のご見解をお聞きしたいと思います。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 確かに西部地区においては、行政投資があまりなされていない地域だと、そういった認識は十分承知しているところでございます。その分だけ民活が積極的に導入された地域でもございます。 かつてはあの地域に区画整理事業計画が行政のほうで企画されましたけれども、なかなかそういった総合的な事業は、同意等の問題がございましてですね、実行に至らなかったということでございます。 そのことからして、あの地域は、より市街化地域を進めていく地域でございます。何よりも用途地域を設定しているということがですね、一番民活活用がしやすいということでございます。 それと、議員申されますように、確かに南部地区が元気になりました。契機がですね、私は記念館だと思っております。記念館ができたことよって、道路が整備され、併せて企業が誘致され、併せて保育所ができてきたと。これは1つ、そういった契機をもとに地域が元気が出て、定住人口が増になっているということは言えるかと思うますので、そういった意味においては、道路等に十分認識をしたですね、意識した政策も必要だろうと、そのように考えております。 現段階では、以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	筑前町も3万人を目の前にいたしております。そういった中で、やはり南部に対抗するわけではございませんけれども、やはり西は西なりに、町としてですね、しっかりてこ入れをしていただきたいなというふうに思いますと同時に、皆さんの総意というものもやはりまとめ上げて、それに向かって今後展開をしていくということが、極めて大事なことだというふうに、私自身も認識するわけでございます。 今後、たいへん西の問題だけにこだわらず、山麓線関係もございましてけれども、筑前町は周囲が面積的に非常に広いわけでございます。いろいろ課題も、難題もあるわけですが、今後のご理解とご協力をお願いしたいというふうに思います。 この後、木村議員からもですね、同じような質問があるわけでございます。しっかり聞いていただきたいなというふうに思ひまして、7番、福本の一般質問を、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。
議 長	これにて、7番 福本秀昭議員の一般質問を終了します。
休 憩	
議 長	ここで、休憩をいたします。 11時30分より再開いたします。 (11:20)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (11:30)
議 長	1番 木村博文議員
木村議員	先ほど福本議員からもありましたが、私の今回の質問に関しましては、西部地区の

	都市計画、及びまた石丸議員の企業誘致ですね、このあたりが重なっておりますので、できるだけ重ならないように質問させていただきます。 通告書に基づきまして、2点、6項目ほど質問させていただきたいと思います。 さて、1項目の都市計画につきましては、先ごろの議会におきまして質問しておりましたが、私の時間配分が悪く、全部できておりませんでした。今回は、全部できなかった質問を含めまして、特に、西部地区の開発等について、お尋ねいたします。 まず、1点目のスーパーマーケット等の誘致についてです。 前回の一般質問において、町内複数地域において、日常の買い物が困難になっている地域があるということで、西部地域を例にとりて、対策を質問させていただいたところ、当時の都市計画課長さんから、住居系土地利用の誘導や用途の変更を考慮することで、地区内の消費者層を増加させ、施策に繋げていくとの回答をいただいております。 お聞きしたかったのは、実際の作業だったわけで、そこでお尋ねいたしますが、町内各地域、日常の買い物が困難な地域におきまして、意図的にこの問題を解消するために、作業をされた実績はありますでしょうか。 これは、以前から買い物弱者対策ということですね、配達弁当であるとかコミュニティバスの活用、こういう答弁はありましたが、有効に機能していないように感じておるところでございます。 具体的に対策として、他に作業をされたことがありましたら、ご紹介願います。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 筑前町は、都市計画法に基づく都市計画区域内であり、5カ所の用途地域を設定しており、建築物の規制と誘導を行いながら、膨張、拡散の都市づくりではなく、環境負荷の少ないコンパクトシティを目指しています。 二、朝日地区の用途種別を考慮しますと、主に準工業地域であり、店舗面積に規制があるところでございます。 建築目的として、目的とした造成工事を伴う開発面積が、3,000㎡以上を超えますと、都市計画法に基づく県知事の開発許可が必要となります。立地条件としまして、原則9mの道路に接道しなければいけません。 このような状況の中で考慮しますと、朝日地区国道沿いに限定されるわけですが、開発可能地が見当たらない状況です。 また、筑前町が自ら小売業の商店を誘致する取り組みは、庁内全体の民業圧迫にも繋がりがかねないし、今まで取り組みはございません。 生活区域単位でのスーパーマーケットがあれば、町民の利便性は向上しますが、市場原理主義の利益追求を行う小売業としては、消費者となるパイが不足しているのではないかと思います。 また、福岡県が定める大規模集客立地ビジョンというものがございまして。商業施設などの大規模集客施設として、床面積が3,000㎡以上については、拠点地区に誘導することが望ましいとされています。 筑前町の拠点地区は、近隣商業地域の用途を設定している篠隈界限となります。これは、集約的都市構造を図る目的から、拠点と位置づけされています。 また、関連法律としまして、店舗面積1,000㎡以上につきましては、大規模小売店舗立地法適用を受け、周辺環境の保持を通じた小売業の健全な発展を図る観点から、福岡県への届け出、または、出店説明会が義務付けされています。 小売業などのスーパーマーケットの売り上げは、景気や競合店の動向に大きく影響を受けます。 商品小売り分野で全国の手チェーンが寡占化を目指し、出店拘制をかけられてお

	ります。またドラッグストアやディスカウントストアも、九州は全国でも勢いのある地域と言われています。 いわゆるスーパー業界は、年々そのシェアを減らし、苦戦している状況が続いております。 オーバーストアといわれる環境の中、生活インフラとして、お客様の消費動向に対処されている状況です。 スーパーマーケット業界は、スーパー同士で競合する時代ではないとされており、このような小売企業進出に対して、町が誘致として積極的に関与すべきではなく、小売業者が自ら出店エリアのテリトリーや消費リサーチをかけながら出店されるべきであり、また、近郊に大きな大手ストアが進出となれば、既存の中小スーパーマーケットなどは撤退を余儀なくされていくのではないかと考えるところでございます。以上でございます。
議 長	木村議員
木村議員	様々な規制、法律をもとにですね、対策は困難であろうということだったと思います。 今、3,000㎡を超えるほどの規模のですね、建物を想定して、売り場面積を想定されて、答弁をいただきましたが、今、私が想定しているのは、そんな大きな店舗ではなく、気軽に近所で買い物ができる店舗、例えば二地区に前ございました、1,000㎡ほどのですね、店舗。 また、今、各地にドラッグストアとかいろいろありますけども、大体1,500から2,000㎡ぐらいだろうと思います。 土地につきましても、以前二地区にあったスーパーについては2,500㎡ということですね、土地の開発についても3,000㎡きっておるところでございます。 そういった考え方をすればですね、今、二地区の山家道交差点付近なんですけども、第1種住居地域ですね、ここにおいても設定が可能ではないかなと思うところでございます。 前回は申し上げましたが、西部地区にはコンビニはできたものの、5年ほど食品、日用品を調達する店が実際ございません。 例えば、二、朝日西ですね、この西部地区でくくりますと、938世帯、これで2515人、この方が生活されてあります。近所で買い物ができないために、筑紫駅前であるとか朝倉街道付近であるとか、商業施設を利用されてあります。 住民の皆さんは、普通以上の労力、また自動車の油とエネルギーをですね、必要以上のエネルギーを消費して買い物に行っております。 それでなおかつ、もちろんその消費によつての税収は、本町にはもちろんないということですね、いわば負のサイクル的なことが、現場で起こっているように感じております。 消費税増税の影響で、この西部地区にもたくさんの戸建住宅、またアパートが建設されております。これは、現在も進行中の建設物件もたくさんございます。 この先人口がますます増えることも想定できるわけでございますが、例えば、この特にアパートなんかは、いろんな事情で入られた方にとってはですね、その地域に気軽に買い物できる店が、あるのとなないのとはですね、やっぱりその地域を判断するうえで、それからその地域に家を建てようかどうかという判断をされるうえに、ものすごく大きな影響を感じておるところでございます。 そういった人口の増加にですね、本町は、この対策というのがですね、買い物対策が全般的に見合っていない、そういうふうに感じるところでございます。 地域の、現在ある、既存の商店さんを活性化してですね、活性化を促すのが一番好ましいことだとは思いますが、今の町内の現状を見ると、それも確かに厳しいのも現

	状だと思います。 誘致ができれば、多少ですが、雇用も生まれます。今のスーパーは、野菜なども地域の方から仕入れてあるところも、多々耳にするところでございます。 そこで、条例の制定等も含めたうえで、税制上の減免措置ですね、それを設定するとか、商工会と連携して、新規参入店のサポートを積極的にするなどですね、企業に対して、筑前町での出店の魅力を感じてもらい、待つのではなく意欲的にこちらから出向いて、アピールして、なおかつ意図的に誘導すること、これを検討できないでしょうか。お尋ねいたします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 西部地区のスーパーマーケットの変遷を見ますと、J Aの西部支所がありました。その後2店のスーパーマーケットが開店いたしました。いずれも閉店されております。 閉店の根拠は推測しかできませんが、同業種の競合、品揃え、販売価格など、消費者増に繋がらず、利益が上がらないと判断され、撤退されたものだと思います。 また、西部地区は、筑紫野市に隣接しており、いくつものショッピングモールがあり、その強力な販売力の影響があると思われますので、行政の支援でも限界があり、このような業種につきましては、民間のノウハウに期待をしたいと考えております。 それからまた、福岡県の企業倒産状況ですが、株式会社帝国データバンク福岡支店がまとめた2014年の4月の企業倒産件数ですけど、31件あります。 業種的には、サービス、小売りなど、個人消費関連が増加しています。消費税の影響ではないようですが、デフレと原材料高が、食料品関連を中心に響いているようです。 倒産件数としましては、景気回復と金融緩和によって、低水準が続いていますが、消費税増税による一時的な消費落ち込みも予想され、緩やかに増加する可能性があるとのことです。 このような状況であり、町が小売業に関与することは、大きなリスクを抱えることとなりますので、企業誘致条例の中にも、小売業に対しての奨励措置はない状況でございます。以上でございます。
議 長	木村議員
木村議員	ただいま、企業誘致条例のですね、適用をするのは難しいということで、それはもちろん理解できますが、雇用の部分はですね、多少なり期待できるかもしれません。 出店側の立場でですね、そういうのに行政がかかわるのは好ましくないということでした。先に応じて、また九州地区においてはオーバーストアであるそうですね、そういう厳しい現状も分かりますが、今回、私が質問しているのは、西部地域ですね。もちろん筑前町全部の問題なんですけども、特に西部地域に、そこで見た場合、オーバーストアというのは、もう全然見受けられないんですよね。 やっぱり近くで買い物するところがないから困ってますという声がですね、たくさん聞いておりますから、それで、どうかできないだろうかということですね、今回質問させていただいたわけでございます。 町としては、小売業進出にですね、かかわるべきではないということですね、はっきり結論付けされましたので、たいへん残念なところでございますが、この地域は、先ほども申しましたが、人口はどんどん増えます。もう予想されます。 もちろん高齢化率も必ず増えて、この問題についてはですね、これからしっかり取り組んでいかなければいかん問題だと思いますので、私、議員個人としてでもですね、しっかりこれから取り組んでいこうと思っております。答弁は要りません。

	次に、公園・グラウンドの整備について、お尋ねいたします。 前回、都市計画について、質問の中で答弁いただきました。 二地区において、公園整備に向けた地域等のワークショップ、これを開催し、将来の公園の在り方について、協議されたということでした。 いつ頃協議を持たれて、協議結果が出ておれば、時間もありますので、概要で結構でございますので、教えていただきましたと思います。よろしくお願いします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 二地区の公園整備に向けた取り組みにつきましては、平成22年5月に、二区長より要望書が提出されております。 要望事項の内容としましては、二区グラウンドの総合的な整備についてということです。 二区グラウンドの歴史は、昭和39年東京オリンピックにさかのぼり、運動の広場、いこいの広場としてスタートし、現在では、二区区民の交流の施設として、多種多様に活用がなされていると聞き及んでいます。 しかしながら、グラウンド周辺の状況関係で、1番目に、フィールド部分で凹凸がある。2番目に、側溝の不備で水はけが悪い。3番目に、グラウンドに通じる上り口道路の未整備、4番目に駐車場の不備、5番目に、グラウンド雨水が下のほうの住宅へ流れ込み、災害発生の危険がある。6番目に、旧陸軍地下壕周辺の未整備などの問題点があるということで、総合的な環境整備の要望内容となっています。 二地区は、国道386号、200号が交差する交通の要所の場所で、福岡市、筑紫野市方面への通勤、通学者を持つ世帯の住宅立地が進み、2、30年かけ大きく変貌した地区と言えます。 このような市街地として土地利用が進む地域では、緑を配置し、美しい街並みをつくることが求められています。 以上の背景から、筑前町緑の基本計画においては、二・朝日地区を緑化重点地区と定め、安全で快適な街並みが形成できるよう、中核となる近隣公園や身近にできる外区公園を設置すると位置づけし、景観、住環境、災害時の避難場所となるよう公園整備が必要と認識している状況でございます。 二地区のグラウンドに関しましては、平成19年度にも要望が出ており、再度平成22年度の具体的な、先ほど答弁しました内容の、平成22年度の具体的な要望を踏まえ、二地区公園基礎調査を行いました。 業務委託を行い、コンサルタントをコーディネーターとして、平成22年11月から翌年の3月までに、3回のワークショップを行い、二区区民、延べ100名の参加があり、また、アンケートなどをとりながら、住民参画による住民が計画する二グラウンドを中心とした公園整備の素案が作成されました。 整備内容としましては、進入路の整備、芝生広場整備、多目的広場整備、いこいの広場整備やグラウンドの整地、排水施設整備、健康遊具、複合遊具の設置、トイレの建築、遊歩道の整備などがあります。 公園施設は多種多様になるわけですが、この管理の在り方についても協働の趣旨から、行政と地域の役割分担を定め、地元でできる部分は地元で管理しようという確認まで取れている状況でございます。以上です。
議 長	木村議員
木村議員	要望が19年と22年ですね。 ワークショップをされてですね、もう既に結果が出て4年ということでございます。

	しかし、現状を、グラウンドにですね、見に行きますと、最低限のトイレ、これは、仮設トイレの、大小兼用の、1人用の小さいものなんですけれども、それがぽつんと1つ置いてあるだけでございます。 この二地域においては、町全体の体育祭がなくなった後にですね、地域のつながりということをもものすごく大事にしてあって、独自の体育祭、運動会をされてあるのは、たいへん好ましい活動だと、応援しなきゃいかんなと思っておるところでございますが。 運営については、補助金などを投入して、運動会を開催してあると思いますが、ハード整備面において、いささかちょっと足りない部分があるのではないかと、せめてトイレ、手洗い、こういう衛生設備ですね。それとか休憩所の設置、これは、必要ではないかと思っておるところでございます。 もちろん予算の確保、これができてからということになるんでありましようが、今、担当課長も言われましたとおり、地域でできることは地域ですということですね、確認が取れておるということで、これは広大な土地を、これは半分が大半を占めておるわけでございますが、地域の方はほんと一生懸命になって、芝の整備なんかをしておられます。ぜひ、早急な対策の具現化をお願いしたいと思います。 次に、外区の公園について、お尋ねいたします。 朝日地区、ここにおきましては、緑の基本計画に基づいて、朝日公園、これは、整備していただいております。 昨年度は、地域から寄附された土地を、弥四郎公園として補助事業で整備することができました。 二地域においては、1物件単位は小規模開発ですが、いわゆる都市公園法に基づいた公園がいらんという部分ですね。これがずっと重なることによってですね、人口に対して、ものすごくこの公園の割合が少なく感じております。 この地区におきましては、町長も役員をされてあると聞いておりますが、杉山三郎平が起こした敬止義塾ですね、この跡がございます。 歴史的にも重要で、後世にも大きな影響を残したと聞いておるところでございます。今現在、跡地は民家になっておりますが、この公園の前には日田街道が通り、近くには長崎街道もご存じのとおり交差しております。歴史的背景も重要なものと認識するところでございます。 春先になると、たくさんの町外からのお客様が歴史散策で訪れてありますが、この公園にもトイレ1つございません。 町として、外部のお客様を招くおもてなしですね、そういう立場として、この街区公園にも整備を検討する必要があるのではなかろうかと思いますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 二地区の旧道は、議員ご指摘のとおり、日田街道、長崎街道の分岐点であり、400年前の徳川幕府による統治が始まろうとしていた時代からの交通の要所であり、街並みがあったことは、歴史的文献に記載されているところです。 敬止義塾跡は、現在、梅林公園として、地元の方により整備、管理が行われている状況です。 歴史的には近郊に、二日市宿場町、山家宿場町、原田宿場町があり、当時の二地区は重要な交通路であり、賑わいがあったと思われます。 歴史的散策として訪れる方がどのくらいかは不明ですが、記念碑が所在する梅林公園は、高齢者や子どもたちの広場となって利用されている状況です。 梅林公園は地元の広場であり、都市公園でもなく町の所管ではありません。

	これを前提として回答させていただきますが、公衆トイレを建設する場合、一般的に街区公園、昔でいう児童公園になりますけど、街区公園には必要でないだろうというふうに判断されています。 街区公園の基準としましては、誘致距離が250mを目安となりますので、利用者が近辺に限定されるためです。 ただし、名勝旧跡の観光資源と考えれば、総合的な調整が必要だと考えております。地理的条件では、旧道ではありますが、朝夕の車の往来が多いようです。通過交通のある道路沿いの公衆用トイレ設置は、運転者の利用者が多くあるだけであり、地元には多くのメリットをもたらさないのではないかと思います。 また、公衆トイレを設置する場合は、利用頻度にもよりますが、ごみ問題、交通対策も含めた、地元と十分協議や、計画する場合のプロセスが肝心寛容と考えております。以上でございます。
議 長	木村議員
木村議員	総合的に、この西部地区の、こういう公園問題をあれしますと、19年、最初に要望が出て、22年にも出ております。あともう2、3年すれば、へたすれば10年という問題でございます。ぜひ、早急にワークショップなどを開かれて、住民の明確に意思を出してありますので、ぜひ、早急な具現化をお願いしたいと思います。 続きまして、2の項の平和事業について、お伺いいたします。 まず、大刀洗平和記念について、お尋ねいたします。 最近、記念館では、職員、担当課の皆さんの努力や映画の影響などで、入館者は12万人を超え、たいへんよろこばしいことと感じております。 そのような中、修学旅行生がたいへん増えているのは、ご承知のことだと思います。春と秋が特に集中して多く、施設が狭いうえに、旅行団を2、3班に分けたり、臨時に職員を増やして、少年大使館やめくば一、ここに移動したりして対応されてありますが、とても大変なようでございます。 そこで、例えば南側の、今現在花壇があるスペースでございしますが、こちらに施設の増築ですね、これを検討できませんでしょうか。 先日、知覧の特攻平和会館も視察してまいりました。200人収容の視聴覚室が設置、併設されてあります。これも最初はなく、後から入館者の状況に応じて増築されたそうです。 うちの記念館は、修学旅行生が一般のお客さんと同じフロアで説明を聞いております。ざわざわと騒がしい中、狭いスペースで話を聞いている現状があり、決して好ましいものとは思えません。もし増築をして学習室ができれば、修学旅行生ではなく近隣の小中学校の平和学習、これは、道徳や総合学習の時間、これを使って年間10時間ほどの学習現状があるようでございます。 これについては、もちろんシーズンがございませぬ。この平和学習に使ってもらえることも十分想定できます。また、添乗員さん、バスの運転手さんなど、お客さんから隔離された場所での休憩所がありません。旅行代理店などに、リピーターになってもらうために、この休憩所の設置、これも有効なものだと思います。 以上、学習室及び休憩室ですね、これの増築について、検討できないものか、お尋ねいたします。
議 長	企画課長
企画課長	具体的なお話になりますので、私のほうから答弁させていただきます。 議員、おっしゃいましたように、今年たくさんの方にお越しいただきました。特に、県外からも6割を超える来館者がございまして、大刀洗飛行場の歴史を伝え、平和の情報を発信し続ける施設としての役割だけでなく、福岡県での平和学習施設として、

	全国に福岡県、そして筑前町をアピールする役割も補っていると言える場所でございます。 修学旅行や平和学習で、昨年147校の1万3670人に入館いただいています。25年度は初めて北海道からも3つの高校にお越しいただいたところでございます。 お尋ねの施設の関係ですけれども、映画や朗読を行うシアター室の収容人員が約100名、そして、後ろのほうに椅子を並べましても、1回あたり約120人というふうな形でございます。 例えば2班に分けて、シアター室で映画、朗読グループ、そしてもう1班は説明、見学グループというふうに分けて、大体240人までの対応という形で運営をしております。 学校との打ち合わせによっては、全体を3班に分けてする場合もございます。 おっしゃいましたように、300人規模の学校では、やはりめくば一のホールを利用してですね、そちらのほうで説明、映画、朗読などを行いまして、記念館では見学のみというふうな形で対応させていただいておるところでもございます。 この場合は、やはり移動時間がかかるということで、修学旅行の行程上の問題、そして、その都度企画課職員が出向きまして、バスの駐車場スペースに誘導するというのもしております。そういったふうな課題がございます。 施設を増設することによるメリットが多くあるということは間違いございません。しかしながら、その反面、設備投資の費用をどうするかという問題も、同時に発生するわけでございます。 例えば、メリット面だけで言いますと、200人規模の部屋を増設した場合に、大人数の利用だけに限らずですね、通常平常的にいかに有効に活用をして、記念館全体の魅力をアップしていくことができるのか、満足度がどうなのかということが、大きなポイントだと思います。 平和教育施設としての発信力の向上、それから、魅力アップは常に考えておかねばならないことでございます。今までの5年間を総括したうえで、今後の発展性、それから他面、財源をどうするかという点も含めまして、検討させていただきたいと考えております。
議 長	木村議員
木村議員	次に、遺構の整備について、お尋ねします。 先ごろ記念館に行ったところ、新しい資料ができたということでですね、渡されたのが、大刀洗飛行場戦跡マップでございました。 大刀洗飛行場を中心に、朝倉市から大刀洗町まで24カ所、戦跡が分かりやすく紹介されており、とてもいい物ができたなと思ったところでございます。 その案内書に沿って数カ所回って来ました。当時の状態で残っているのはわずかで、私有物になっているものも多々ございました。 そこでお尋ねいたします。 それぞれの場所に説明看板が立ててございました。文章の最後を、大刀洗平和記念館で閉じてあるということは、管理は記念館になるのでしょうか。 それと、原地蔵公民館の先の監的壕と飛行隊井戸、これは私有地のようにございます。柵などがなく、簡単に侵入でき、現状は頻繁に侵入した形跡があります。 そのような現状でございますが、遺構そのものは、天井のコンクリートがはげかかったり、井戸のふたは鉄筋の簡易的なもので、錆びて危険な状態です。所有者は個人とはいえ、町が看板を設置しているなら、所有者と協議し、見学者に危険が及ばぬよう、適正な管理をするべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。
議 長	企画課長

企画課長	議員、おっしゃっていただきました戦跡マップ、PRをさせていただきます。 このようなものですね、こちらは大刀洗町と、それから朝倉市の協力を得まして、25年度に作成させていただきました。比較的回り全体がよく見えるということで、好評を頂いております。 さて、お尋ねの部分でございます。 議員、言われますように、戦跡には私有地が多くございます。 私有地にある構造物につきましては、特別な定めがない限り、その地権者の者であると考えております。 ですから、基本的には所有者の方が管理していただくというのが原則であろうかと思えます。 戦跡としての看板は、所有者の了解を得たうえで、大刀洗平和記念館が立てております。 いうまでもなく、私有地については、所有者の了承も得ずに、勝手に入ってよいというものではございません。 しかしながら、現地に行ってみましたら、やはり立ち入ってあるような足跡が多くございます。 また、お尋ねの井戸につきましては、そちらの方が実際バケツとかで使ったような跡もございまして、町のほうで勝手にするというのもいかなものかという面もございます。 まず、私有地にある戦跡の看板につきましては、まずは、私有地のために立ち入りはご遠慮くださいというふうなですね、シールをはって注意喚起をしたいと考えております。 また、監的壕入口の天井は、コンクリートが浮いている部分があります。こちらは危険防止のために、とり急ぎカラーコーンで仕切っておりますけどですね、こちらは所有者の方と協議しまして、近日中には補修したいというふうに考えております。 今後も戦跡の管理上、補修等が必要と思われる場合には、ケースごとに所有者の方と個別に協議して、危険のないように対応したいと思っております。以上です。
議 長	木村議員
木村議員	ただいま出しました2カ所も含めて、私有地にあるために、所有者の、個人の意向で、いつなくなってもおかしくないような状況にある。こういった遺構が数カ所ございます。 先日、大分県の宇佐市の平和資料館や戦跡を視察してまいりました。 宇佐市も2、3年後に記念館ができてですね、戦跡の保存が進めてあるそうでございます。 その中で数カ所あるこの掩体壕、この中で1カ所を個人から買い上げられまして、市の指定史跡として、これは保存がされてありました。 ご存じのとおり、本町にも立派な掩体壕がございます。場所も、記念館や藤の里公園、みなみの里を結ぶ線上にあり、観光戦略的にも有利な位置関係にあります。 私有地の中でございますので、所有者の方の意向もあり、町の考えだけではできませんが、これを整備して、見学できるようにならないでしょうか。 当時を経験された方がおられる今だからこそ、早急に保存に向けたアプローチをするべきではないでしょうか。お尋ねいたします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えします。 私有地にも多くございます。ですから掩体壕だけという特定ではなくですね、戦跡全体として、ぜひ保存すべきというものがどれだけ存在しているのかと、また、保存

	すべき価値はどういったところに、どういうふうなものであるのかと、そういうようなこと。また、どのようにそれを活用するのかという点ではですね、朝倉市とか大刀洗町の戦跡を含めて、一連の流れとして、どのように魅力を増すような活用をしていくのか、そういうふうな全体的な検証の中の1つとして、その掩体壕の位置づけがあるんじゃないかというふうに思います。 いずれにしても、時が経つごとに存在自体が危うくなっていくこともありますので、記念館周辺の戦跡について、保存、活用について、計画を作っていくという予定にしております。 まずはそれを踏まえましてですね、保存すべき戦跡を選択し、保存形態や活用方法を、町全体の施策として取りまとめていきたいと思っております。
議 長	木村議員
木村議員	最後に、総合的な平和事業のこれからの展開について、お尋ねしたいと思います。 冒頭に申し上げましたが、記念館、これはたいへんな盛り上がりを見せております。収支についても、健全収支が報告されまして、これから先新たな展開が求められるものではないかと思っております。 そういった現状を踏まえまして、これから先、この事業はですね、ハード面、ソフト面含めまして、どのような展開を考えてあるのか、明確なビジョンをもとに、それにかかわる皆さんが、心ひとつにして携わることが大事だと思いますが、見解をお尋ねいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 まさに平和記念館は、まちの1つの顔となりつつあると、そのような認識でございます。 全国的にも紹介できる施設ができたということは、町の誇りでもございます。 そういった意味からして、さらに発展的に取り組むべきだと、基本的な考え方をもっております。 と同時に、前段で議員が言われましたように、様々な生活環境整備等々もございましてですね、その辺のバランスをどうとっていくのか、ということが極めて重要だと考えております。また、おりしも合併の一本化算定と。これは、国等にも我々はしっかり要望はしていくんですけども。その一本化算定による交付税の減額という厳しい現実もございます。 そのことも含めながら、より有利な事業等々も検討しながらですね、いきたいと思っております。 ぜひ、この記念館はですね、皆様方と一緒にやって作り上げて、先代の町長が特に努力をされてですね、つくられた施設でもございます。しっかり運営を確立させて、そして、発展させていくことは、今の現職の私どもの責務だと、強く感じております。以上でございます。
議 長	木村議員
木村議員	もちろんそうでございます。今度の予算の範囲で、一生懸命補助金等を調整していただいて、また、今、町長、力強い、この事業に対する意思をですね、表示をいただきました。ますますこれにかかわる皆さんがですね、士気が高まると期待するところでございます。 ハード面ですね、これから事業の展開についてですね、ハード面で何か計画されてあることがありましたら、お尋ねいたします。
議 長	企画課長
企画課長	ハード面の計画ということでございますので、先ほど答弁させていただきましたよ

	うに、まず、1つ目は、戦跡の保存活用という部分を検討しなければならないということ。それから、2つ目には、やはり施設改善という大きなものでございます。こちらのほうも財源どのようにするのかということを含めましてですね、検討を進めていきたいというふうに考えております。 戦後68年を経過して、やっぱり戦争という痛ましい事実が風化されているのではないかと聞いております。その中でやはり、この記念館の果たすべき役割、これは、福岡県内での平和学習施設ということを含めましてですね、検討をしていく必要があるというふうに考えております。今後とも財源等を十分に検討しながらですね、整備展開について、検討してまいります。以上です。
議 長	木村議員
木村議員	この事業につきましては、私の家からも戦没者を出しております。個人としても、個人的にも一生懸命応援していかなくやいかん部分と思っておりますので、これからはぜひよろしくお願いしたいと思います。 以上で、質問を終わらせていただきます。
議 長	これにて、1番 木村博文議員の一般質問を終了します。
休 憩	
議 長	ここで、休憩します。 午後1時より再開します。 (1 2 : 1 2)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (1 3 : 0 0)
議 長	15番 矢野勉議員
矢野議員	昼からの眠い時間ですけど、よろしくお願いします。 一般質問に入る前に、一言だけちょっと。 5月31日に行われました町政報告会の件について、思ったことをちょっと話させていたきたいと思っておりますけど。 始まりまして、町長が今までの流れとか、今の思いとか、この事業についての説明をされて、そしてたいへんよかって、そして入所して3年目ですかね、その職員がまたプレゼンされて、たいへんいい雰囲気の中で町政報告会が行われてきたんですけども、残念だったのが、最後のですね、やはり意見交換会、質疑応答でもいいんですけど。やっぱ最後にはですね、町政報告の中の最後にはやっぱり、意見交換会をぜひしていただかなければいけないのではないか。 逆にしなかったことに対して、逆に町政に対する批判がですね、逆に出てくるんじゃないかと、ちょっと心配したんですね。 ぜひ、来年度においても町政報告会をされたいと思いますけど、ぜひ、意見交換会をしていただきたいということをお願いいたしまして、一般質問に移りたいと思います。 一般質問の中の1番と2番をですね、流れがありますので、国保事業の財政健全化計画について、まず質問をさせていただきたいと思います。 現状と課題ということですが、これにつきましては、皆さんもご存じのように、国保会計が19年度から一般会計からの法定外繰入金でどうにか、現在運営をされているという状況であります。 基本的には、もう皆さん方も思っていると思いますけど、国保は特別会計であり、単独での運営ができるようにすべきでありますけれども、国保につきましては、国民皆保険制度の最後の砦として、大きな役割を果たしておるところであります。

	こういう国保会計において、やはり社会経済情勢の変化を受けやすく、赤字が増大している状況であり、どこでも赤字が増大しております。 一般会計からの法定外繰入も、こういうところからいくと、やっぱりやむを得ないのではないかなというふうに思っております。 しかしながら、一般会計がたいへん厳しい状況であります。 そういうことから、今後の国保運営については、早急に検討をする必要があるのではないかなというふうに思っています。 今の状況を見てみますと、繰上充用をやっておりますので、繰上充用ではなくて、法定外の繰入で対応しているということでもありますので、決算書を見てもですね、今の国保会計の赤字が、どれだけあるか分からないという状況です。 そういうことから、今後の検討課題が当然出てくるというふうに思っていますけど、国保会計の今後の見通し、及び現状と課題について、担当課長のほうから説明をお願いしたいと思います。
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 国保事業につきましては、被用者保険と比べましても、低所得者の加入が多い、年齢構成が高く、医療費の水準が高い。所得に占める保険料負担が重い。 このような構造的な問題がありまして、多くの市町村が赤字補てんのための法定外繰入を行っている状況であります。 平成24年度の全国の国保財政状況を見ますと、法定外繰入金が3,500億円、前年度繰上充用が1,190億円となっております。 本町におきましても、平成19年度から25年度までの7年間で8億2,700万円の法定外繰入を行い、国保事業の運営を行ってまいりました。 また、平成25年度は1億円の繰入を行い、さらに1億400万円ほどの赤字となってしまうました。これにより、平成19年度からの7年間で9億3千万円の赤字ということになっております。 国では、平成20年の国民健康保険法の改正によりまして、市町村国保の事業運営の広域化を推進する方針を示し、平成25年には社会保障制度国民会議の報告を踏まえ、持続可能な社会保障制度の確立をはかるための改革の推進に関する法律、プログラム法と言われておりますけど、この法律が成立をいたしまして、国保運営の県単位での広域化などを、平成29年度をめどに実施していくということになっているところでございます。 福岡県といたしましても、平成29年度からの広域に向けた協議がはじめられたところでありまして、広域化されるまでには、当然、各市町村の赤字は解消しておくことが必要であります。 広域化までに、あと3年となっておりますけど、もし国からの市町村国保に対する財政支援が増えないということであれば、この3年間でさらに5億円以上の赤字になることも考えられます。 この赤字を、どう解消していくのが緊急課題でありまして、町財政にとっても重要な課題であるというふうに考えておるところでございます。
議 長	矢野議員
矢野議員	今までの7年間で9億3千万の赤字になっているということ。それから、29年度から広域化をするということなんですけど。 広域化をするということ、以前から言われていたんですけど、法で決まって、29年度からスタートするということなんですけど、今から3年間で、そういう状況になるのか、本当に県の広域化でスタートできるのかどうか、その辺はどうなんで

	しょうか。
議 長	健康課長
健康課長	県の広域化が実際に、本当にできるだろうか、というご質問。 すみません、これにつきましては、昨年ぐらいから協議を若干始められたということで、今年度に入りまして、まだ1回しか会議がですね、行われておりませんが、あくまで29年度からの実施ということで、福岡県として進めているというところでございます。
議 長	矢野議員
矢野議員	29年度からスタートするということで進められているんですけど、今、福岡県内の国保会計は、ほとんどが赤字の状態じゃないかなと思うんですね。 その状況の中で広域化しても、財源がなければ同じような状況になるわけです。国とか県が、ある程度負担をすとかというものになれば違うんでしょうけど、今の状況ならば、一緒になっても全然変わらないと。 そしてなおかつ、私が一番心配するのは、国保税が、筑前町の国保税を見ても、県下で17位という高いほうの位置づけを、今されているようですけど。 そういう状況で、合体したときの税額、そのものがものすごく高い設定になるんじゃないかなと。 それはいろいろ、考え方今からされるんでしょうけど、私はそのところを心配しております。 そういうことからいくと、それから、今後3年間で約5億以上の赤字になるであろうと。これは、当然、どうするかというと、今の状態からいくと、一般会計からもう、繰り出しをするしかないわけなんですね。 これをどこかで補てんするといったら、税が、国保税を上げなければどうしようもないということになっております。 だから、今までの、19年度からトータルすると、16億ぐらいの、一般会計からの補てんということになるわけですね。 朝倉市なんかで聞くと、約7億円が、今赤字として持っておると。これは、繰上充用でやっているから、一般会計からは一切出してないという話で、7億円の赤字が蓄積されているということなんで、そういうことからいくと、筑前町として、今後どうするのかということとはですね、早くこれを計画を作らないかんのではないかなという気がするんですね。 だから、2番目に書いておりますように、健全化の取り組み。健全化のために、どういう取り組みを今後しようとするのか、そのところを説明をお願いしたいと思います。
議 長	健康課長
健康課長	健全化の取り組みといたしまして、医療費の適正化による削減対策を今現在行っているところであります。 特に、生活習慣病が重症化し、透析や入院が必要にならないように、その予防を行うことが、健全化に向けての最も重要な取り組みであるというふうに考えております。 そのためには、健診により、その対象者を把握し、早期介入することにより、改善をはかっていくことが必要でありますので、健診の受診率向上に努めているところであります。 また、新たな取り組みといたしまして、福岡大学の協力を得まして、過去の診療レセプトから生活習慣病の外来通院を中断されてある方を抽出をいたしまして、その方たちへの受診勧奨、保健指導の実施をしたいということで、すでに協議を進めている

	ところでございます。 次に、ジェネリック医薬品の普及啓発でありますけど、現在、毎月ジェネリック医薬品に変更することによりまして、削減額が大きい、上位100名に対しまして、その通知を出しておるところでございますけど、その費用対効果をですね、さらに調査研究しまして、その対象を拡大することも検討していきたいというふうに考えております。 なお、平成24年度のこの削減額につきましては、年間で180万円ほどということになっております。 次に、レセプト点検でありますけど、これは、専門業者に委託をして実施をしております。平成24年度の効果額は2,200万円となっております。 次に、被保険者の方が、健康に対する認識を深めていただくために、医療費通知を4カ月に1回、送付をしておるところでございます。 次に、健康づくり推進地区事業でありますけど、これは、地域での健康意識の向上、健康の維持増進を図ることを目的として、実施をしているものであります。 ソーシャルキャピタルと言われております、信頼、基本、ネットワークの社会関係資本が豊かな地域におきましては、健康な方が多いということがですね、世界的にも立証されておるということでありますので、すぐには効果が表れるということではないかもしれませんが、町民の方々の健康に対する意識が向上されることに大いに期待をしておるところでございます。 平成26年度につきましては、8団体で実施をさせていただいておるところでございます。 他にもありますけど、健全化に向けた医療費削減の対策でありますけど、そういった取り組みを行っておるところでございます。
議長	矢野議員
矢野議員	いろんな取り組みを行っていることは、たいへん評価はしておるんですけど。 要は、金額があまりにも大きすぎて、ちょっと考えられないというかですね、今のやつで大体2,500万ぐらいの効果はですね、上がるという話ですので、それは、当然努力していただいている、たいへん結構だと思っているんですけど。 やはりここで、国保税の問題について、検討をする必要があるんじゃないかなという気がしております。 というのは、所得が100万円の方、所得が100万円で2人とも40歳以上の方が、福岡県内の各税率で計算したらどの程度になるのかというのを、課長がちょっと資料を作っていただいたんですけど。 筑前町は、今の県の発表では、税収入分の被保険者で割ったものが、1人当たりいくらかということで計算すると、福岡県内で大体17位という、高いほうから17位というようになっているんですけど、100万円の方がいくらになるのか、各市町村で全部税率を同じように計算をすると、筑前町では38位、上からですね、上から38位になるわけですね。 それともう1つ、ちょっと所得が高い350万くらいだったら、どの程度になるのかというのを、ちょっと調べてみると、52位ですね、上から。上から52位なんですね。 だから、私は、この税率の、筑前町の税率の問題ですね、ここが問題があるんじゃないかなという気はしています。 所得割の額がですね、町村平均では7.5%なんですね。筑前町は6.8%です。低いほうになっております。 これについては、所得割ですから、所得の高い人には有利になっているんですけど、これがちょっと大きな問題ではないかなという気はしています。

	近隣の市町村においては、小郡が８％、筑紫野がうちよりも０．１高く６．９％、うきは市は１０％なんですね。朝倉市が７．９％、大刀洗が８．５％、東峰村は本町と一緒です。 こういうことから言って、やはり税率の引き上げするのか、均等割とかがありますが、そういうバランスがですね、いろいろ各市町村違うんでどうかと思うんですけど。 それと所得の高い方が多いところ、少ないところ、低い方が多いところとか、いろいろありますので、なかなか難しいんでしょうけど、そこ辺のところの税率についての、調査して、どういうふうにこれを、公平にするためにはどうしたらいいのか、そこ辺の検討をですね、ぜひ、していただきたいと思っているんですけど、町長、この辺はどんなでしょうかね。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 確かに、今、議員が説明されましたように、所得割というのは、うちは低にあるわけですね。 あくまで国保税というのは、所得割と均等割と平等割の三本立てであると。それをセットでいくと、結局１６、１７番目になるということで、これは、所得分布も大きく影響しているなということは、この数値から見て察せられるところです。 例えば、平等割なんかは、うちは２６、４００円で、県下平均の２２、９００円よりもかなり高いということですから、このバランスの問題だろうと思っております。 議員申されますように、ぜひですね、ここは再度研究をさせていただきたいと、そのように考えます。以上でございます。
議 長	矢野議員
矢野議員	要は、私は思うのは、所得割が低いために、所得が高い人についてはたいへん優遇されているという、高いほうから５２番ですから。 だから、１００万円の方でいくと、３８位から、まだこれでも安いほうになっている。全体的でいくと１７位ですけど、そういうふうになっているんで、そこ辺の所得割と均等割、平等割の関係のバランスをですね、ちょっといろんな資料を集めて検討されて、本当にこれを扱う人があるのかどうか、というのを十分踏まえて、私は、税を上げろということは、なかなか、これ今の段階で、消費税も上がった。所得もどんどん減っている中で、それを言えるかということ、なかなか言えないんですね。 ただ問題は、私が思うのは、また５、６億の財源を一般会計が出さなきゃいけないというのが、とても心配しているんですね。 だから、そこ辺の税の見直しの検討をやるということを、ぜひ、やっていただきたいと思っていますけど、再度、そこ辺のところをお願いしたいと思います。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 数年後にですね、一本化になる準備が進められておるわけございまして、そのときに急激な税等の引き上げというのは、これまた住民に対して、今の時点で不親切であろうと思います。そういったことも含めまして、ぜひ検討、分析をしていきたいと思っています。 なかなか不可思議なところがありまして、全体でそんなふうな、個別で計算すれば３０何番が出てきて、ならしてしまうと１７位というのは何なのかと。 他団体の分析等も必要になってきようかとも思います。できうる限り、他団体の情報等も入手しながらですね、分析をしていきたいと思っています。
議 長	矢野議員
矢野議員	それともう１つは、町民の方が、国保財政がどんなふうになっているかというのは、

	分からないんですね。 だから、もう少し広報等を通じて、いろんな会合を通じて、これを言っておかないと、29年度になってポーンと税率が上がったということになると大変なことになると思うんですね。 だから、そこ辺のところの下準備を十分やっていただきたいというふうに思っていますので、その点もよろしくお願ひしたいと思います。 続きまして、財政健全化条例の制定について、に移りたいと思います。 1番にあげておりますように、行政需要の高度化及び多様化に対応するため、財政運営施策の基本事項を定める必要があると思うということを書いております。 前回、合併特例債の借入延長申請のために、財政計画を議会に提示されました。 その中を見てみると、意見を言いましたように、投資的経費がまったく見込めない、そしてまた、積立金が大幅に減少するという状況を見てですね、これは、今後どうなるのかと、財政運営がですね、本町の財政がどうなるのかという、たいへん今不安を持っていますところであります。 一番私が心配しているのは、やはり交付税の問題ですね。町長も先ほど言われたんですけど、合併して10年を迎えて、今までが2つの町があるという前提で、別々で計算をして、その合計額を交付税として交付されておりました。 それが、来年度、27年度から普通交付税が、筑前町として一本算定となるということになりますと、毎年1億円ずつ減っていくと。31年度には5億円減ると。当然であります、5億円減るということになります。その先も当然、5億円ずつ減っていったままということになるわけですね。 25年度の普通交付税を見ますと、37億6千万ありました。31年度になると5億円減るわけですから、32億6千万、8.7%の減額ということの、大幅な減になります。 本来ならばですね、やはりこれは合併してこの10年間、特例として毎年5億円、10年間50億、この交付税を上乗せしてもらったということになるわけですから、本来ならばですね、将来のために積立をするという状況ではなかったのかなというふうに思いますけど、合併していろんな事業をやってきましたので、今の状況になっております。 そういうことから、どっちみち借金は減らしていって、今の方針としては、償還元金の9割しか借らないということですので、当然借金は減っていくわけですね。 問題は積立金なんですよ、積立金をどんどん取り崩すしかないということで、この前の財政改革の中にあったように、積立金がどんどん減っていく。最後は20億ぐらい、10億になるのではないかという心配があります。 そういうことから、積立金の、合併時の積立金が総額いくらだったのか。今の積立金はいくらなのか。 今考えられている事業を考えると、あと5年後積立金はどの程度になるのか、その辺を分かったら教えていただきたいと思います。
議 長	財政課長
財政課長	今現在ですね、積立金でございます。 合併当時、平成16年度末の積立金基金残高がですね、53億700万円でございます。 現在、25年度の基金残高の見込みがですね、68億4千万程度でございます。 あと、ここから5年間、どういうふうな状況になってくるか。今、財政計画を見直しておりますが、基本的には、目的基金の減額というのはしょうがないと考えております。当然、それは減ってきますし、今あります、いわゆる地域振興基金、公共施設基金、公共施設につきましては、住宅もあります。大きいものは住宅、それから多目

	的グラウンドですね、それ以外もありますけど、そういうものを含めて下がっていくと、当然、60億を切ってくるんじゃないか、5年経てば。ということは思っておりますが、当然、その中でも積立てはやっていくと。基本的には考えております。 そういう意味で、今のところ計画ではございますが、はっきりしたまだ財政計画まで行っておりませんので、大枠な数字でございます。
議 長	矢野議員
矢野議員	53億あったのが68億になっているということで、増えているわけですね、今の段階では。それはいいんです。 ただ、この前提示された財政計画を見ると、20億以下に減っていつているわけですね。事業もできない、普通建設事業も一切されないという状況の、財政計画を出されたわけですね。 ただそれは、合併特例債を延長するための5年延長するための計画書だから、それは全然違いますよという話だったんですけど。 あれを提示されたらですね、ちょっと我々としては、誰も説明できないんですね。だから、あれを出した後、私も言いましたけど、早く財政計画を出していただかないと不安なんですね。将来にわたって、あと5年後積立金は20億になりますよと。 20億というのはですね、私も収入役をしていたからよく分かるんですけど、年度末の資金繰りがないんですね。20億以上ないと、資金繰りはできないんですよ。金を借らなければならなくなるんですね。そういう状態を作っちゃいかんというふうに思っているんで、その辺のところですね、明確な数字をある程度、もう計画は分かっているわけですからね。そういうのを早く出す必要があると思っているんですけど、そここのところどう考えてあるんでしょうか。
議 長	財政課長
財政課長	その件につきましては、議員おっしゃるとおりです。 財政計画は今年の3月に出されております。いわゆる新町建設計画に特化したものであったというふうに伺っております。 ですから、それを踏まえてということよりも、もう全然考え方を変えて財政計画を起こさないかんと思っております。それは、25年決算がもうすぐですので、それを踏まえ、24年度決算を踏まえ。それから、26年の見込み、それから27年度の見込みですね。 今、総合計画の実施計画のヒアリングを始めております。その中においても、いわゆる交付税が減るということは、いわゆる職員皆さんの意識の中にあるんです。分かっております。 ただ、それがなかなか数字として出てきてないと。このことを強く述べていかなければならないというふうに考えております。それを方針の中にうたって、やっていこうというふうに考えております。 ですから、早い時期には作りたいと思います。そういうことでございます。
議 長	矢野議員
矢野議員	この前の町政報告会の中で、借金のことだけは言われました。将来にわたって、借金はこれだけ減っていきますと。積立金のことを言われなかったですね。 最初説明されたときに、財政報告をされたときに、借金がいくらある、積立金がいくらあるという説明をされて、あと将来にわたっては、積立金の話をされなかったですね。 これ、なぜしなかったのか、私は不思議でならないんですけどね。借金だけを将来にわたってこうなりますけど、積立金はこれだけ減りますよという話をしたくなかった、何か意図的にされなかったのか、なんかそこ辺のところ、えらい気になったんで

	すけど、それははっきり数字として出てるんでしょうか。
議 長	財政課長
財政課長	積立金の数字、正確なものは出てません。 基本的には事業を進めていく中で、当然必要であれば取り崩すし、いわゆる財政調整基金につきましては、繰越額の半分を翌々年度までに積み立てるという形をとりながら進めてきております。 事業が今から大きくなれば、当然、そういうのがありますが、今のところ大きな事業として考えておるのが、今先ほど、多目的グラウンドなり防災無線、そういうものが大きな事業だと思います。これについては、公共施設基金それから地域振興基金などを作りながらやっていくと。 だから、具体的な数字はございません。 ですから、発表ができなかったというふうに考えております。 起債につきましては、当然、償還が決まっておりますので、これは、数字的にははっきり出てきますので、そういう意味でのことでございます。
議 長	矢野議員
矢野議員	分かりました。大体そういうことかなという気はしてましたけど。 要は、積立金を言わないのが、どうもなんか、えらい引っかかったんですね。だから、何かあるのかなという。 私が思ったのは、積立金を取り崩して、なくなるから言わなかったのかなという、最初の計画を、私、見たもんだから、あれで判断しなかったんで、そういうイメージを持ったんで、たいへん心配をしたところです。 それと、先ほども国保会計でも言われましたように、今後5億か6億ぐらい、まだ出さなければ、清算のときにですね、29年度は清算だから。28年度末か29年度初めには、もう清算してしまわなければいけないわけですね。 そういう財源も当然確保しておかないと、将来にわたってどうなのかという心配があるんですね。 だから、そういうところを分かりやすく、早く説明をしていただきたいというふうに思っています。 そういうことを踏まえて、ここに書いておりますように、筑前町においてですね、こういう財政健全化条例というのを作った、日本でもそんなに作ってないんですけど、こういう条例を作ったところがあります。 この条例については、やはり財政運営判断指標とか運営目標をはっきり定めて、数値をもって、条例の中にはっきり数字をうたいこんでいるんですね。 相手はどういうものかという、財政力指数とか経常収支比率、財政調整基金比率、地方債残高比率、債務償還可能年限、それから、本町も出しておったように、人口1人当たりの預金額、人口1人当たりの借金額を、条例の中にはっきり数字として、目標としてうたいこむ、将来にわたっては、現在はこうですけど、こうなりますよという具体的な数字を打ち込んで、それを町民の皆さんに分かるように公表する。 当然、議会はチェック機能をもたなければいけないわけですから、分かりやすい資料を頂いてチェックすると、いうのが一番いいんじゃないかと、分かりやすくですね。 当然、町長が財務指標の作成ということで、委託して、今作ってあって、年に1回必ず報告会があります。 その時も、町長もいろいろ言われましたけど、私も言いましたけど。本当に、そういう数値をですね、公開をしていくというのが、やっぱり大事じゃないかなと思うんですね。 そういうもののために、この適正化条例の制定をですね、ぜひお願いしたいと思っ

	ていますけど、町長、その辺はどんなですかね。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 健全化条例、私もかなり調べさせていただきました。 その内容等についてですね、うちにどう合致するのかということも調べさせていただきました。うちのほうがやや問題があるのは、やはり公債費の残高でございました。基金が、うちはかなり多いほうでございました。 あとの指標は、ほぼある、うちと同じぐらいの規模の市でございましたけども、比較させていただきますと、ほぼクリアする。ただ、残高だけはクリアしないと。 その1つは、取扱いの1つはですね、臨時財政対策債でございます。ほぼ、全国の市町村、あれを外した形で、いろんな指標は作っているようでございます。 それを外した形ですと、それでもちょっとうちは問題がありますけれども、そういった中でも、ちょっとうちは借金が多い町だなということは言えるんだと、客観的にそう思っております。 条例ということでございますけど、まだ、町レベルでこの条例を制定したところはないと、私の調査では認識しております。 この、ある、うちと同じぐらいの規模の市の策定の状況を見ますとですね、財政事情を見ますと非常に厳しいと、単年度赤字等になっている状況で作られたと。 赤字ということは、当然その時点ではもう基金もなかったわけだろうと推測するわけでございますね、そういった中において作られたんだということを察したところでございます。 したがって、条例というのは必ず守らなければ意味合いがないということでございます。 しかし、これは、まずは条例まで至らずにですね、内部指針として、そういった条例に近い形の指針を作りたいと。ある程度財政指標は出ておりますので。 要するに、他団体とどう比較できるかということが基本だろうと思っております。 法律的には健全化比率がございますので、あれが一番基本だろうと思っておりますけれども、より具体的に他団体と比較できるような、収支表を作って、やっていくことだろうと思っております。 それと、先ほども言われましたけれども、一番見通ししづらいのが地方交付税でございます。これは、10年前の合併建設計画のときにもですね、なら10年後の交付税額はいくらになっておるのだろうか。その時の計算では31億でございました。しかしながら、実態は41億でございます。 それとまた、基金の額はどれだけになっているだろうかということでございますけれども、その時の試算によりますと、絶えずとり崩していかなければならないから、25年度、26年度では32億まで減るだろうということでございましたけれども、その倍以上の基金は何とかキープできていると。 様々に社会情勢によって変更がありうるということも事実でございます。 ですから、財政事情は厳しく見つめなければいけませんけれども、あまり悲観的にばっかりなっちゃいけないということでございます。 それと、再三問題になっております合併算定の、一本化算定でございますね。 これは、本町も極めて重要な問題でございますけれども、全国的な問題でもございます。 すでに合併算定替え終了に伴う財政対策連絡協議会というのができております。全国規模で308団体、これは市ばかりで、町にはまだ呼びかけができておりません。 しかしながら、この事務局をしておられるある市の担当の方にお聞きしますとですね、全国で約308団体のアンケートによると。一本化された場合、どのような財政

	状況になるかと聞かれたら、アンケートでありますけれども、とてもやっていけないと。 なら、どこまでやっていけるかと問われたときに、約、削減額の1割ならばやっていけるかもしれないというふうなアンケート結果が出たそうでございます。 そういったところに、どこの団体でも非常に厳しいということで、ここの団体の代表がですね、総務省との交渉をなされております。 その交渉の今の経過といたしましてですね、第一段階として支所、支所が非常に合併計画時は、たぶん閉鎖されるだろうと言うとったけど、なかなか実態はそうはいかないと、それもままならないということで、その分については、特別な措置をするということが、これはすでに決定されていると思います。それが第一段階。 第二段階といたしまして、今度は人口密度を考えようと。人口密度によって差をつけて、いくらか一本化算定を緩和していこうというのが、ほぼ内々の中では詰まっているそうでございます。 第三段階が面積、この三段階で一本化算定について、検討していこうというのは、かなり詰められたことがなされていると。 その分の途中経過は9月頃発表されて、来年の1月にはですね、そういった方針が示されるということを伺っております。 合わせまして、人口問題が非常にクローズアップされてまいりました。特に、消滅市町村とか、非常に激しいと言いますか、厳しい表現もなされておりますので、そのことも合わせて、より要望を強めていくというふうなことでございましたので、ぜひ、議会のほうもですね、こういった団体等への加入の要望がありましたら、共々加入して、要望は要望で、内部の節約は節約でやっていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。
議 長	矢野議員
矢野議員	要は、わが町は来年から、極端に言うと、5年間で1億ずつ減ってて、5億減ることになっているんで、今、町長が言われように、いろんな動きが国のほうであって、地方も動いている。町はどうしているのか、ちょっと市しか動いてないみたいなんですけど。その動きというのは、来年度ぐらいにはある程度はつきりするんでしょうか。ある程度国の方針をはっきりして、やはり、今、町長が言われた、削減を1割、削減が1割ならいいだろうと、いうことは、9割はそのまま続けてもらえればという話ですかね。 そうすると、5千万ぐらいしか減らないということならですね、それなら全然私も心配することはないんですけど。 この問題は、早く対応していただかないと、国が問題ですよ。やっぱこの問題は、どこの市町村も抱えているんですよ。だから、早く対応していただきたい。 ぜひ、町長としてもですね、その辺のところを国のほうに十分働きかけをですね、町としてもやっていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。 今、指針等で対応するということでもありますので、指針でも計画でもいいんですけど、条例まではですね、なかなか無理かなと、私も気はしてたんですけど、そういうはっきりした指針を示して、公開をして、こういうふうにやっていきますよというのをですね、提示していただきたいと思っています。 そうしないと、公開しないと、どういう数字であつたら大丈夫なのかというのを、町民の方が理解していただかないけんわけですね。そうするためには、もはっきり公開をしていって、ここだけ大丈夫なんだというのを明確に言っていただきたいというふうに思っておりますので、今後たいへんだと思いますが、新計画書等を作っていたきたいというふうに思っております。

	特に国保の会計もそういう状況でありますので、できるだけ早くその計画書を、指針ですかね、指針を作っていただきたいと思いますので、よろしくお願いしますと思います。 次に、3番目のみなみの里とクロダマルについて、質問をさせていただきたいと思います。 この件については、全員協議会で町長の熱い思いを十分聞かせていただいて、みなみの里の経営がどうかうまくいっている。クロダマルについても、ある程度評価をされているというふうに思っております。 1番に書いておりますように、売上額と出荷者は増加しているが、収益の推移はというふうに書いております。 売上額は21年度で3億2千万から、25年度は4億6千万ということで、5年間で42.7%の増となっております。 出荷者については、開店前から見ると、201人の増の354人となっており、順調に伸びており、地域振興にたいへん、この施設については貢献しているというふうに思っておるところであります。 そこで、収益の推移について、お尋ねをしたいと思います。担当課長によりしくお願いしたいと思います。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 収益の推移でございます。 現在、第6期が終わったところでございます。 第1期につきましては営業をしておりますので、4,345,532円のマイナスという形になっております。 2期目からでございます。 2期目、4,806,390円、3期目、1,537,991円、4期、5,810,693円、5期、668,575円、6期、1,415,612円ということで、オープン時から単年度確実に黒字計上ということになっております。以上でございます。
議 長	矢野議員
矢野議員	みなみの里の売り上げのですね、目標はどの程度にされているのか、お尋ねをしたいと思います。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 みなみの里の売り上げの目標につきましては、当初1つの目安といたしまして、売上額5億円を目標として取り組まれているところでございます。 残念ながら、今議会の初日に、経営状況を報告しましたとおり、目標の5億円にはかなわなかったところではございますが、売り上げにつきましては、毎年約5%以上の伸びを示しておるところでございます。 また、本年度の売り上げ計画も4億8,500万円を掲げて、売り上げ、収支増を計画されているところでございます。以上です。
議 長	矢野議員
矢野議員	町長の、全協の中で言われた、収益の問題を町長は言われたんですけど。 この施設については、合併特例債を使っているんで、あまり収益が上がってはいけないというような話でしたので、私も、県の市町村支援課のほうに尋ねたんですけど、そのときの回答については、収益が上がっても、いくら上がっても、町のほうに入らなければ、会社なら会社のほうでいろいろ使うものとか、あと将来のために積立をす

	るとか、そういうことがあって、町のほうに入っておるといいますか、収入のほうに なければ、繰上償還をする必要はないんだというような言い方を、係長がされたんで、 そうかなという気はしておりました。 町長は言われるとおり、やはり合併特例債を使ったら、収益の問題は確かにあると いうことは、十分分かりましたけれども、やはり新しい投資とか施設の補修とか、そ ういうのは当然あるわけですね。 だから、ある程度そのための貯蓄、積立をしておかないと、今、約1千万ぐらいの 積立があるということでもありますけど、今後の問題として、クロダマルの、町長の熱 い思いを聞きました。 クロダマルの関係についても、やはり今後投資の問題も当然出てくるわけですね。 そういうところを考えると、やはり収益が上がったらいかなのじゃなくて、収益を上 げて、今後、次の新しい投資につなげていくという流れにならないと、やはりこれが、 抑えて、抑えていってどうのこうのじゃなくて、それともう1つ、町長も言ってあつ たように、農業者、生産者に対する還元をやっていくという、それは当然だと思って います。 そうしないと、やはりクロダマルの生産も上がっていかないというのは、当然であ りますので、そういうことをやはり今後考えていくとすれば、収益を上げて、積立を して、そして、今後の新しい投資をやっていく。そして、施設の整備もやっていく、 当然。これは、いろんな補助も使ってするけれども、そういう町が、今後一般財源で 負担をしなくてもいいような、そういう収益が上がって、積立をするというやり方を ですね、ぜひやっていただきたいと思っていますけど、この件についての、町長の見 解をお願いしたいと思います。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 あくまでですね、やっぱり収益は求めていくんですね、間違いなく。 それは、そのために売り上げを伸ばして、それと同時に、これは、経済効果をねら っているということは、これは基本だろうと思っています。 どれだけ地域のほうにお金が落ちたのかと。会社そのものの利益も十分大事でござ いますけれども、それ以上に地域振興という言葉は、地域にどれだけの経済効果をも たらしたかということでございまして、5億円、6億円に上があれば上がるほど、その 分だけ地域貢献がなされていくということでございます。 その中で、会社経営としても健全経営をやらなければならないということだろうと 思っておりますので、もちろん会社の中で利益が出ればですね、それは、職員の福祉 等々もまだまだ賃金水準等も低位でございます。そういった方面にも充実させること が、健全経営にもつながるし、出荷者のためにもなるということとも言えると思いま すので、当然利益を追求しながら、そして、その利益の中から投資と内容充実と、セッ トで考えていくべきだろうと。そして、目的は、地域が振興するということだろうと 思っております。以上でございます。
議 長	矢野議員
矢野議員	次に移りたいと思います。 クロダマルの生産者と作付けの目標ということで、筑前町の特産品としてですね、 このクロダマルについては認知されて、たいへん評判がいいというふうに思っていま す。先日、鹿児島駅の売店で、クロダマルを見てたいへんうれしく思っております。 徐々にではありますけれども、クロダマルはブランド化しつつあるというふうに、 私は思っております。 しかしながら、現在、生産者が19名、面積が20ha というふうになっています

	が、この前も全協でお尋ねしたんですけど、このクロダマルの目標ですね、どの程度の目標をもってあるのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 クロダマルの生産者については、現在20名、そして、約20haでございます。 特産品のクロダマルの地域おこしの成功の可否については、分岐点を考えた場合、面積ではなく1億円というのを1つの目標として考えておるところでございます。以上でございます。
議 長	矢野議員
矢野議員	1億円ということなんですけど、これは、売上額が1億円ということなんですか。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 1億円につきましては、まず、原材料のクロダマル、それからクロダマルから発生します加工品の販売代金、これを含めまして、1億円を1つの目安と考えておるところでございます。以上です。
議 長	矢野議員
矢野議員	その1億円というのは、今の現在がいくらになっているか、全然分からないんで、今、20名で20haという話だったんで、そのところを換算すると、比較にならないんで、どのくらいなのか、説明をお願いしたいと思います。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 現在ですね、クロダマルの原材料、生豆でございますが、が約1千万円でございます。それから、加工品につきましては690万円、合計で約、ちょっと四捨五入の関係がございますけど、1,700万でございます。以上です。
議 長	矢野議員
矢野議員	1,700万という、2千万として、5倍で100haの作付けを目指しているということなんですか。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 先ほども申しましたように、加工品、それから原材料を含めまして1億円を目標としておるところでございます。 1つの目標、計画を作らせていただいておりますけれど、その中では、原材料のクロダマル、これにつきましては、さほど原材料としての販売は変わらず約1千万。失礼いたしました。 議員質問の中で、約、面積を100haにしなければならないのではなかろうかという話ではございましたけど、加工部門に力を入れて、大体面積的には40haで、一応加工品それから原材料の販売を合わせまして1億円の計画を立てておるところでございます。以上です。
議 長	矢野議員
矢野議員	クロダマルが今20haで、40haという、今の作付けの倍ですね、倍だけで本当に、これだけその評価が上がってきて、ブランド化になってきながら、尻すぼみになっていくんじゃないかという心配をするんですよ。 例えば100haぐらい作付けをするとかですね、そういう目標をもっておかないと、今の面積の倍という小さい目標をもっておっても、今後町でどうするだろうかという気がするんですね。要は、クロダマルの、今、20haしかないんですけど、そ

	れをさらに増やすために、何が問題なのか。 例えば、乾燥施設とか加工所とか保管庫とか、いろいろあるんでしょうけど、農家の人たちが、今、１９名、２０名ですかね、その方がされているんですけど、どこが増えない理由なのか、その辺のところの原因は何なんでしょうか。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 私も農家出でございますので、近隣の農家の方々にいろいろお話をするとところの中では。 今まで本町の農業、特に大豆作りなどにつきましては、カントリーまで出荷した時点で終わりだと。あと販売は農協、その他にお願いしておるところでございますが、クロダマルにつきましては、その後、ご存じのように、手作業で選別等を行っているところでございます。 農家の方につきましては、そのプラスアルファの部分がやはり、もうちょっと、どう申しますか、農作業が負荷がかかるということで、ちょっと嫌いな点があるように感じます。 またご存じのように、農業用の機械ですね、コンバイン、それから選別機につきましては、白と黒との併用ができません。白の中に１粒でも黒が入りますと、品物は差し戻しになるというような状況もございますので、その辺で、ちょっと面積の拡大に苦慮しておるところでございます。以上です。
議 長	矢野議員
矢野議員	そういうことであれば、これをさらに増やしていくというのは、なかなか難しいということであれば、何か方法はないのかなという気がします。 次に、一番最後を書いておりますように、農協との関係ですね、農協がやはり農産物の関係についてはプロですから、すべて農協に任せて、フクユタカですかね、その匹敵するようにしてもらおうというやり方をするのか、まだまだその２０ha から４０ha、将来的にはこの辺までやるということで、作りやすいシステムづくりをして、特にみなみの里を中心として、加工し販売をしていくというふうな格好を考えてあるのか、町長、その辺のところはどう考えてあるんでしょうか。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 １つはですね、筑前町は本当に優良な大豆の産地なんですね。フクユタカもかなりブランドでございます。取引等についても、さらなる需要の要望があるというふうにもうかがっております。 ＪＡさんとしても、今まで取引もあるからですね、そちらのことも十分に尊重していきたいという思いでもございます。 と同時に、やはり黒大豆につきましても、筑前町しっかり、商工会も含めて頑張っていたいておりますので、関心は十分持っております。 いろいろお話もさせていただいております。その中で、ちょっと今しばらく時間をくれということでございます。 それと、私の１つの読みでございますけれども、水田対策が、また数年後から助成金も含めてですね、変更いたします。そうすると、当然、米作よりも大豆作をというような農家が増えてくるのも事実だろうと、私は読んでおります。 そういった中に、ぜひですね、そういった方々には黒を進めていけるような環境づくりをすることが大事な点と。 それと、課長が申し上げましたように、黒、白同時に乾燥することが無理だと、白にも迷惑をかけると、混ざってはいけないということだそうでございます。

	これは、私もなかなか、最初読みができなかった分野でございますけれども、その辺のところをもう少し整理する必要があると思っております。 ただ、クロダマルはですね、非常に加工に向いているということは、国等が分析していただいております。 そういったことで、このクロダマルの特徴というのは、あくまで農家だけじゃなくて、商工業者あるいはＪＣまで噛んでいただいておりますけれども、多くの方々がクロダマルを通じて経済活性化に取り組んでいただきたいということでございます。 農家だけが潤ってもいけない、農家が第一次産品、二次産品は、例えば、どこかで製粉にする。この製粉を使って、レストラン、あるいは農家の方々が加工品で出荷する。あるいは加工品を販売する。そのことによって、筑前ブランドのクロダマルが様々な商品に転嫁されると。そのことが町の活力になると、そのように考えております。 だから、一概にですね、すべて５０ha 作って、すべてをどこかの企業に丸ごと、生豆のままに送るということよりも、やはり地域活性化を考えれば、多くの方が、その恩恵に被るべきだということで考えているところで、ぜひとも商工会とかですね、ＪＣなんかとかもぜひ連携をとっていききたいと、そのようにも考えております。 まだまだＪＡさんとは協議に入る前の段階でもございますけれども、そういった働きかけはやっているところでございます。
議 長	矢野議員
矢野議員	要は、作り手がなかなかできない、環境が問題があるということであれば、その環境をつくってやるというのもですね、１つの方法だと思うんですね。 ＪＡも商工会もみなみの里を出資して、設立しているわけですから、当然、そこ辺のところをうまく、要は、あそこのみなみの里を核とした、クロダマルの、生産して加工して、そのみなみの里から出していくというような、大きな考え方をもっていかないと、今後、このままの状態では、なかなか進まないんじゃないかなと思うんですね。 どうしてもやっぱり筑前町として、町長の思い、クロダマルに対する思いをですね、私、十分聞いたんで、そのことを、やはり地域おこしの核としてですね、これはやっぱりやるべきではないかと。 そのところを、今後どうするかというのは、そこ辺にかかっているんじゃないかなと思うんですね。 町長、そのクロダマルを作りやすい環境を、ぜひ作る方策をですね、考えるべきではないかと思っておりますけど、どんなですかね。
議 長	田頭町長、時間がまいっておりますので、簡潔に。
町 長	まったくそのとおりに考えております。 したがって、それをどのような方策にするのか、まだ公表の段階まで至っておりませんが、内部検討を、今進めているところでございます。
議 長	矢野議員
矢野議員	分かりました。 時間になりましたので、これで３つの質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。
議 長	これにて、１５番 矢野勉議員の一般質問を終了します。
休 憩	
議 長	ここで、休憩します。 ２時１０分より再開します。 （１４：００）
再 開	

議 長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (1 4 : 1 0)
議 長	1 0 番 梅田美代子議員
梅田議員	通告に従いまして、質問いたします。 まず、図書館について、でございます。 住民サービスのためのさらなる改善ということで、全般的にお尋ねをいたします。 5月22日、町長をはじめ担当課同行していただきまして、武雄市図書館に議会で視察に行きました。 木立に囲まれた図書館で、一步館内に踏み込みますと、スタバからのコーヒーのいい香りに包まれたライブラリー アンド カフェという状況でございました。訪れる人を引き付けるワクワク感があり、居心地の良さ、そしてくつろぎながら読書を楽しむ、住民へのサービス精神あふれる図書館であるというふうに感じた次第でございます。 この検証におきましては、今後を待つことになると思いますが、武雄市図書館は、全国に向けて大きな一石を投じているというふうに感じております。 本町の図書館でも武雄市に比べ、学ぶべき点はあると感じております。 本町図書館の利用状況等をお尋ねしたいと思っておりましたが、先日、26年度図書館要覧を頂きましたので、大方のことは分かりました。 その点の質問を省きますが、武雄市の図書館、民間委託をされて、現在、開館日数が365日、開館時間9時から21時までに拡充されております。 一方、本町の開館時間とは申しますと、平日が10時から19時までで、土日・祝日の利用者は多いにもかかわらず、10時から17時までというふうになっております。土日・祝日、17時までにした経緯といいますか、理由をお尋ねしたいと思えますし、特に、めくば一図書館におきましては、あそこを学習の場として、熱心に勉強されている姿もあります。 夏は日が長くなりますので、どうしても夜の7時、まだまだ明るい状況でございます。休館日はと申しますと、両図書館とも休館の日がお盆、そして特別整理期間中で、4日間、両館とも休みというのがございます。 お盆に関しましては、民間企業は今ほとんど休んでおりませんし、役場もお盆休みというのはありません。住民の方が、お盆にもぜひ開けてほしいという、こういう要望を、武雄市に視察に行く前から、私、聞いておりましたけれども、すぐに365日開館してくださいとは申しませんけれども、この開館日数、開館時間の拡充について、見解をお尋ねいたします。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	私のほうからお答えいたします。 まず、開館日数について、でございます。 先ほど、議員も言われましたけれども、平成25年度実績で、コスモスプラザにございます筑前町図書館につきましては、年間294日開館させていただいておりまして、めくば一図書館が、年間296日の開館になっております。 休館については、先ほど言われましたけれども、それぞれの図書館合わせてですね、両方とも休館をしている日につきましては、年末年始を含めて12日間というふうになっているところでございます。 ご指摘がございましたように、現在、8月15日は、両館とも閉館にしております。経緯を、調査をさせていただきましては、合併当初までですね、さかのぼらなければならないようでございまして、当時の経緯から、この8月15日が休館日になっているようでございます。

	近隣の図書館の開館状況も踏まえまして、平成27年度から開館できるように、準備を進めてまいりたいという考えを持っているところでございます。 それから、開館時間につきましては、2館とも、先ほど言われましたように、平日が午前10時から7時まで、土日・祝日が午前10時から5時までになっております。 平日の午後7時までの開館につきましては、利用者の方からですね、仕事帰りに本を借りられるという、評価はいただいております。 ただ、土日・祝日につきましては、午後5時までの開館となっております、近隣の図書館の状況を見ますと、平日及び日曜日はですね、6時までの開館が多ございます。一方で週末になりますと、7時あるいは8時というところもございます。 筑前町における土日・祝日の図書館の開館時間の延長につきましては、近隣の図書館の利用の状況、あるいは現在のめくば一、あるいはコスモスでの、図書館の利用の状況を、調査、検討してまいりたいというふうに思いますし、先日、議員の皆様と、視察に武雄のほうに行かせていただきました。 その後に、私、個人でですね、土曜日の夜武雄のほうに行ってまいりました。実際、どの程度、夜ですね、週末に利用されているのかということで、確認をしてまいりましたけれども、お車は結構止まっておりまして、5、60台ほど、県外のナンバーが2、3割だったというふうに思います。 それから、館内もですね、結構たくさんの方がいらっしゃいまして、CD、DVDのレンタルのコーナー、あるいは蔦屋さんがやってらっしゃいます雑誌のコーナーのところはですね、たくさんの方たちが立ち止まったり、それから、テーブル、いすに座って読んであったりしておりましたけれども、一方で、図書館のスペースに行きますと、ほとんど図書のコーナーで立ち止まって、本を見られている方については少のうございました。テーブルについては、高校生たちがたくさん勉強しておりましたけれども、そういった状況も確認してきたところでございますし、図書館としましては、各図書館のほうに、ひと言カードというのを備え付けさせていただいております。 要望やリクエスト、苦情、クレーム等も含めて対応するようにしておりまして、この部分でも、現状では、まだ利用時間の延長についてのリクエストは、まだ上がってきてないというふうに聞いておるところでございます。 それから、入館者につきましては、2館で約15万人ということで、若干増えております。 ただ、貸出冊数なり貸出の人数につきましては減少傾向にございまして、現在、スマートフォンなど情報端末の普及等もあってですね、情報等の把握が容易になったことも挙げられるのではないかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	課長におかれましては、わざわざ土曜日に武雄市に行っていただきまして、ありがとうございます。 しかしながら、図書館サービス、役割といいますのは、武雄でお勉強されて、理解されたと思いますけれども、図書を借りるだけというのは、ないというふうな、理解を、私はしてきたわけです。 やはり、住民の方たちがそこに集って、そこで過ごす、豊かな時間を過ごす、また、安らぎの場であるという、そういうふうな場にも、今後なってくるんじゃないかと思えます。 近隣の市町村を調査して、開館時間なり開館日数を今後検討するということではございますが、やはりこれは、住民サービスを基本とする施設だと思っておりますので、周りを見ることも確かにいいでしょうけれども、やっぱり住民目線に立ちまして、よりよい改善をやっていただきたいというふうに思います。教育長、よろしくお願いいたします。

	たいと思います。 それと武雄市は、委託前であっても、精一杯の努力をされまして、教育委員会の努力で、休館日は第一月曜と第三木曜日のみで、34日まで休館日を減らされているという、そういう、すればできるというですね、そういうことも、それは並々ならぬ努力はあったと思いますけれども、そういったことも言われておりましたので、本当に前向きなご検討を、ぜひお願いしたいと思います。 そして、蔵書が23万冊ありますけれども、閉架の書籍もかなりあります。そして、大型絵本とかですね、そういうこともありますし、そういうのは住民になかなか知られてない部分もあると思いますし、図書館はリファレンスサービス、貸し出しだけではなくて、それ以外の業務としての重要な役割もあるというふうに考えられますので、いろんな視点から、今後の図書館運営をどうすべきかということが問われると思います。 また、本町の登録者数は、約52.2%と書かれておりましたけれども、武雄市が、当初が20%、それからすればわりにはいいほうなのかなとは思いますが、こういった利用人数、登録人数のさらなる確保ですか、そういったことをですね、いろんな課題があると思いますので、住民アンケート調査なりをしていただきまして、本当に、住民が何を図書館に求めて、どうしていただきたいのかという、より良い運営についてですね、こういう調査、これまでされたことがあるのか、されてなかったら、ぜひ、そういうのをやっていただきたいと思います。 見解を伺います。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 リファレンス、それから受付等の充実については、今後も努力をしてまいりたいというふうに思っておりますし、登録者数についてもですね、議員が言われたとおり、今後もですね、より良い図書館、使いやすい図書館に向けてサービスの充実をしてまいりたいというふうに思っております。 それから、アンケートの実施でございます。全体へのアンケートについてはですね、ここ数年やってないというふうに思っておりますけれども、25年の4月に、子ども読書活動推進計画を策定させていただいております。その策定をする準備作業として、アンケート等をさせていただいておりますし、そういったものも踏まえて、今後も検討してまいりたいと思いますし、今後の図書館利用者、あるいは町民の方へのアンケートの実施については、もう少し検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	子ども読書推進計画の事前のアンケート、これは、アンケート内容は若干違うんじゃないかなと思います。 そういったことで、住民の方が図書館にどういうことを求めてらっしゃるのかという、やっぱり利用される全部の住民の方たちの視点に立ったアンケート調査をですね、ぜひやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 次に、2つの図書館が本町にはあるわけですが、町長は、この図書館は維持するということを明言していただいておりますし、たいへんありがたく思います。 本町の規模で、2つの図書館をもっている自治体というのは、まずありません。 ということは、この2つの図書館が本町にはあるんだということをですね、やっぱり本町の特色として発信できるんじゃないかなというふうに考えます。 そういったことで、せっかく2つありますので、1つの図書館を試行的に、実験的に、何か思い切った施策なり、運営方法をとるなりしてですね、町のそれを、活性化

	に繋げる模索、検討、研究がしやすいのではないかなというふうにも考えます。 樋渡市長がおっしゃっていましたように、図書館、これは文化の顔です。 文化の顔が、筑前町には2つもあるということになりますので、この個性を生かした、図書館を通じたまちづくり、町の発信、これがまた、武雄市のように、相乗効果を伴って、経済効果も生み出すというふうなことになるてくれたらいいなというふうに、私は期待するわけなんですけれども。 町長、この2つの図書館を、どのように運営、効果的に運営して、まちづくりに生かしていけるのかというふうな、お考えがあるのであれば、お持ちに、たぶんなっているんだろうと思いますけれども、お聞かせ願いたいと思います。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 この2つの図書館はですね、それぞれ私は、立派な図書館であると思っております。 ただ、経費についてはですね、本当に財政上厳しい中で、2館の経費を、ぜひ近隣市町村のですね、1館分の経費で運営をしていきたいということを、常々意識しているところでございます。 それは、この辺の近隣の図書館運営からすればですね、すれば実現できているのではなかろうかと、そのように調査からは言えるかと思えます。 この間も、私も、よく高校生、中学生がですね、エントランスホールで勉強しています。本当にあの姿を見るとですね、何か応援をしたいという思いでいっぱいでした。 とりあえず、できることは何かということで、テーブルを置く、ライトをつけるということでございます。 そして、子どもたちに、何か、ここで勉強するなら、どうして図書館とどちらがいいんですかと尋ねますと、ここはパンが食べられるからということらしいんです。 だから、今までの我々の感覚と違ってですね、若者は、やっぱり音楽を聴きながらとか、あるいは食べ物を食べながら、ジュースを飲みながら勉強したり、本を読んだりするんだなということを、少し意識しなければならない、考えなければいけないと思ったところです。 図書館は図書館の、従来からのですね、静かで、やはりそういった飲食物は館外でという、基本的な考えがございます。 その辺のところが、いくらかお互いに歩み寄るところができればというところでございます。 本当に子どもたちもあそこの場所がひとつの待ち合わせ場所にもなっております。それとめくばーるについてもですね、あそこの喫茶店があります。軽食があそこでできるわけです。あれはまさにちょっと考えれば、武雄市のちょっと先取りじゃなかろうかと言えないこともありません。 そういったことで、民活も活用しながら、さらなる工夫は必要だと思っております。 要は、これだけの投資をした両施設、いかに多くの住民の方が利用していただけるかが、我々行政としてのですね、投資効果だと考えております。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	2つの図書館を運営するということは、やはり財政的な努力というのは並々ならぬものがあるということで、それを維持していただくということは、本当にありがたいなと思います。 先ほど申しますように、本当に、この2つの図書館がある町だということをですね、文化面から大きく発信できるのが筑前町ではないかと思えますので、しっかりと、先ほど町長も言われましたように、このまちづくり、住民の期待に応えるとともに、図

	書館を通じた発信の筑前町であってほしいなと思いますので、しっかり研究をしていただきたいと思います。 次に、「家読の日」の制定について、その効果について、お尋ねをいたします。 25年に、筑前町子ども読書活動推進計画が策定されまして、毎月23日、筑前町読書の日と設定されました。 広報の紙面、または防災無線等でですね、23日は家読の日ですから、テレビ、ゲームを少し省略して、みんなで家読をしましょうという放送と呼びかけがされておりますし、図書館にもポスターが貼られております。 この家読の日制定の目的、また、これに関しまして、図書館、小中学校でですね、どのような推進のための具体策が、今、取り組みがされておりますれば、それを伺いたいと思いますし、その効果はどのようにあっておりますでしょうか。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	家読の日の制定の効果について、お答えいたします。 筑前町では、ご存じのように、平成25年度に筑前町子ども読書活動推進計画を策定いたしました。 子どもの読書活動を推進をすることによって、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高めていこうというもので、その計画の中で、毎月23日をですね、家庭での読書週間、家読と書きますけれども、家読の日として推進をさせていただいているところでございます。 議員も言われましたように、小中学校、児童生徒へのパンフレットの配布、ポスターやチラシ、ポスターの掲示や、それから、広報、防災無線での周知、PR等を行っているところでございます。 コスモス、それからめくば一両館での貸し出しの状況を調べてみますと、6歳以下の小さい子どもたちについてはですね、24年度よりも25年度のほうが、若干ではございますけれども、貸出冊数が増えております。 ただし、7歳から15歳になると減ってきておりまして、課題となっておる状況でございます。 今後も小中学校や子ども読書推進協議会と連携をしてですね、家読の日の推進を進めたいというふうに思っておりますし、併せてこの協議会の中で検証作業をやってまいりたいというふうに思っております。 現状では、まだはっきりとした効果等については、なかなか把握をできておりませんけれども、そういう状況でございます。 それから、小中学校におきます読書活動については、それぞれ学校要覧の中でですね、明確に読書計画、読書活動については、明記をされております。 各学校では、特に6月と11月を読書週間という、強調月間ということで取り組みを進めていただいておりますし、6校ございますけれども、多少はございますけれども、朝のですね、朝読という時間を設けて、朝10分から15分ほどみんなで本を読もうじゃないかという時間を設けてある学校がですね、ほとんどでございますので、その部分についても、ご報告を申し上げたいと思います。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	詳しいご説明ありがとうございました。 図書要覧によりますとですね、特に13歳から18歳の年齢層、極端に少ない状況です。利用者がですね。 この子ども読書推進計画の対象者は、0歳から18歳と、その保護者というふうになっております。 この策定前のアンケート調査を取られておりますけれども、本好きになった一番の

	理由は何ですかという問いに対しまして、学校の図書の時間で本を読むようになったということが、一番の理由だそうです。また、本は学校図書館や学級文庫から借りる子が多いようでもございます。 そういったことで、やはり学校教育現場の先生たちの声かけ、指導が大きいということが分かると思います。 学校には、図書委員会の担当の先生、また、司書教諭、学校図書館の司書が配置されておりますので、そういった方々と家庭、保護者がですね、常に連携を取り合って、しっかりそれを進めていただきたいなど。せっかく家読の日というのを決めていただいております。 それで極端な話かもしれませんが、23日前後になりますと、今日の宿題は、家族で本を読むことが宿題ですよとかですね、そういう声掛けなどもいいんじゃないかなというふうに、私は教育者じゃないから、その辺はどうかは言えませんが、そういうこともぜひですね、1つの方策としてやっていただけたらと思っております。 学校において、子ども一人ひとりに対して、自分がこれまで読んだ本を記録する、読書記録ノート的な類のものを作成し、また、持たせてあるのか、どうなのか、その点、お尋ねをいたします。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 私のほうから、図書館に関係するものですので、お答えさせていただきたいと思います。 先日、6校の学校訪問を終了させていただきました。その中で図書室を訪問させていただいたところですね、子どもたち、1枚1枚がカードを図書室のほうに備え付けておりました。 それに記入をする、あるいはパソコンでチェックをしてですね、それぞれの貸し出し状況が分かるように、学校の図書室のほうで管理をし、子どもたちに図書の推進をしているということでございます。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	今、6月、親子読書月間で、いろんな、図書館でカード等を製作されてですね、その期間中には記録等をして、作成されて、図書館で取ってあるというふうなことも、私は聞いた、図書館ではありましたけれども。 1つ提言させていただきたいのは、広島県ではですね、広島市立図書館で、読書貯金通帳というのを作成されまして、このように子どもたちに一人ひとり渡されて、そして自分が読んだ本をですね、ここに書いて、コメントがあればコメントを書くというふうに、これは、30冊できるんですが。これを図書館に持って行きましたら、ここに終了スタンプを、認定証という形で、スタンプを押していただきまして、これがいっぱいになったら、満期ですね、なったら、また次の本をというふうになりまして、特別に満期になったからといって、何もないわけですけども。 私は、図書館のお話会にボランティアで参加するんですが、参加した子供たちですね、シールを台紙に貼らせてもらっています。その台紙がいっぱいになりますと、図書館のお話会は、小さい子どもたちですので、ちょっとしたおまけとかプレゼントを差し上げて、やっぱりそれを目的に来られる方たちも多ございます。 今のこの読書貯金通帳は、広島の場合は、パソコンから取り出せて、これを折りたたんで、こういうふうに作れるわけなんです。経費もあまりかからないと思いますので、こういうふうなもの1つの方策として取り入れていただいたらどんなだろうかとと思いますが、この導入、活用について、ひと言伺います。
議 長	生涯学習課長

生涯学習課長	お答えいたします。 学校も、それから図書館の方もですね、そういった取り組みが必要ではないかという、ご提案ではないかと思っております。 そういったものの状況について、もう少し私どものほうでも調べていきたいと思っております。 非常に経費もかからなくて、対応できるようにご提案をいただきましたので、学校の司書、それから、両図書館の司書、それから関係者の皆さんとですね、ちょっと調査をさせていただきながら、また、方向性についてはご報告をしたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
議 長	梅田議員
梅田議員	研究、しっかり調査していただいて、なるべく取り入れていただきたいなと、ぜひ、お願いしたいんですが。 この通帳の表紙にですね、例えば、マスコットキャラクターのちくちゃんを印刷したりすればですね、もっと親しみやすくなると思いますし、この通帳を通じて読書を楽しみながら、心の栄養、心の財産を積み立てるということになると思いますし、これが人生の読書の思い出通帳にもなるんじゃないかなと思います。 そして、これを通して、家族で、家読の中で会話、コミュニケーションがさらに活発になるというふうに、私は考えますので、どうか前向きな検討をお願いしたいと思います。 次に、高齢者福祉について、でございます。 ご承知のように、5月12日、自宅から60キロも離れた群馬県館林市の介護施設で、7年ぶりに認知症の女性が家族と再会したことが報道されまして、認知症が大きくクローズアップされております。 認知症で徘徊するなどして、行方不明となる人は年間で1万人を超え、残念な結果になられている方もおられると報道されております。 未だ身元不明で、何年間も施設で暮らしておられる方もいるようで、本当にこの認知症対策は喫緊の課題であると考えます。 そこでお尋ねしますが、町内で行方不明搜索時、防災無線とか警察の方、消防団員が出て、本当に一生懸命搜索していただいておりますが、こういう搜索願が出た場合の初期対応は、どうなされているのか、お尋ねいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	事務的な質問でございますので、私のほうからご説明いたします。 まず、行方不明者の搜索手順についてのご説明です。 まず、ご家族の方などの行方が分からなくなりましたら、次の手順で探していただくようになります。 ご家族の方の心当たりを捜していただくこと、2番目に、身内や親せきに連絡して、捜していただくこと、3番目に、隣近所の住民の方や区長に区内放送を依頼するなどの協力を求めていること、最終的には、朝倉警察署に行方不明者搜索願を届けていただくようになります。 さらに、警察署に搜索願を提出された後、町内での搜索を行う場合には、住民の方から役場に行方不明者の情報提供をしていただくため、行政無線放送依頼をお願いしております。 この場合、行方不明者の住所、氏名、年齢や性別、特徴などを提示していただくようになります。 人手を要する場合には、筑前町消防団の出動依頼を行っていただきます。 町、消防団、警察署、消防署、地元区、関係者で編成する対策本部を設置いたしま

	して、搜索を開始するようになります。 なお、警察や役場に行方不明者の搜索願を提出される場合には、本人確認や目撃情報の提供がしやすいことを考慮しまして、できる限り明るいうちに提出されますようお願いしております。 特に、先ほど言われました認知症の症状がある場合には、行方不明になってから時間がたつと、移動範囲が広がるため、操作に時間を要することが考えられますので、特に注意をお願いしております。 次に、行方不明者搜索の状況についてですが、朝倉警察署管内の過去３年間の届け出件数をご説明いたします。 平成２３年から２５年までに、朝倉警察署への届け出が、管内で２０３件あります。そのうち筑前町の方が６３人です。内訳は、平成２３年が１８人、２４年が１９人、２５年が２６人です。 また、６５歳以上の高齢者が６３人中１５人です。警察官の聴き取りによりますと、その中で１１人の方に認知症があったとのことでした。 また、行方不明者の搜索願が警察署に出されても、役場に行政無線放送や消防団等の搜索依頼をされる方は、そう多くはありません。 先ほど、過去３カ年で、筑前町６３名と申しましたが、役場で搜索を行ったのは、高齢者６人とその他２人の合計８人でございます。 なお、そのまま行方不明者は０人ということで、警察署に搜索願が出されました２０３件全員の確認が取れているということでございます。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	やはりどういう形であろうと、行方不明者になられる。すぐに行方不明というふうには、家族の方も捉えられないとは思いますが、そういった場合、どういう手順でお願いするのか、搜索願を出すのか、やっぱり早く出されたほうが早く見つかる確率は高いわけですので、そういったことの町民への情報といいますか、そういうこともきちとした形で、何らかの方法、広報なりでですね、お知らせしていただければ、さらに町民の方は助かれるんじゃないかなと思いますので、今後よろしく願いいたします。 行方不明のままの方がおられないということは幸いでございます。やはり地域の住民が、皆さんが協力し合って対応するというのが、大事だなということを改めて感じた次第であります。 次に、認知症サポーター養成講座の状況について、お尋ねいたします。 これも２００４年１２月、痴呆という言葉から認知症へという、呼び名が変更されて、それで認知症を知り、地域をつくる１０カ年のキャンペーンということで、２００５年から認知症サポーター養成講座が始まって、全国的に始まっております。 筑前町におきましても、認知症キャラバンメイトを派遣して、サポート講座を実施されておりますが、２３年度、２４年度決算説明書を見てみますと、指導者の育成、若年層に対するサポーター養成の推進ということが、２年連続同じ課題で上げられております。 指導者数は、そもそも何を見込まれているのか、そして育成はどのような状況にあるのか、それと若年層ということは、やはり高齢社会になりますと、若年層の受講者というのは大事な存在になると思いますが、若年層の受講人数、把握されているのか、お尋ねをいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えします。 認知症のサポーターの養成講座につきましては、平成２１年度から平成２５年度ま

	での実績としましては、講座回数が５５回、延べ１，１７９人の方が受講してありまして、今年度も８回の開催で、２００人以上の受講者を見込んでおります。 年齢につきましてはですね、このサポーターそのものがですね、何歳から何歳までという特別な縛りがあるものではございません。認知症に関する正しい知識と理解を持っていただいて、地域や職場で認知症の人や家族に対して、できる範囲で手助けをする人で、何か特別なことをやる人ではなく、認知症を理解して、認知症の人への応援者になってもらうというのが目的でございます。 そういうことで、受講につきましてもですね、あくまでも自主性にゆだねるところが多いということで、あまりそれを受けなさいとか受講しなさいとか、踏み込みすぎることもよくないというようなこともいわれておりますので、自主的な参加を今後も促していきたいというふうに考えております。
議 長	梅田議員
梅田議員	今の説明であればですね、じゃあ、なぜこの課題として、２３年度、２４年度、決算説明書にですね、このように若年層で、サポーター養成の推進が必要であるというように、やっぱりこれは、そういうふうに認識をされているから、やはり若年層の方により多くサポーター養成講座を受けてほしいという思いで、書かれているんじゃないかなと思うんです。ちょっと今の説明は腑に落ちないなと思いました。 それで、大牟田市なんですけれども、子どもたちにとって、独自で分かりやすい絵本を作成して、出前授業等で実施されております。これによりまして、子どもの理解が深まっているということでございます。 大牟田は、後でも申し上げますが、しっかりと認知症サポート、また、地域ぐるみで取り組みをなさっているんでございますけれども、この子どもたちへの理解を深める、若年層と言いましたけれども、特に、小中学校が若い人、身近なところで子どもたちになるんですが、理解を深めるということも、高齢化社会に向けまして大事なことじゃないかなと思います。 そういったことで、今申し上げました、独自に分かりやすい絵本等を福祉課で作成されてですね、そして、協力委員会の協力を仰ぎながら、連携もしていくことも可能じゃないかなと思っておりますが、まずは、福祉課として、この件どのようにお考えになりますでしょうか。
議 長	福祉課長
福祉課長	先ほどの認知症サポーターの若年層への普及ということで、課題をあげているということですね、そのあげた原因としましては、平成２４年の後半にですね、中学校に対してサポーター講座を受けないかと、開催しないかという申し入れをしておりますけれども、その後具体的な学校との詰めを行っていないということで、学校の年間行事のスケジュール等もございまして、２５年度は開催できてないということで、２６年度についてもそういうことで、詰めはなくて、学校と行事スケジュールが合っていないと。 来年以降の学校での開催に向けましては、今年中に、学校行事が決まる前にですね、もう一度打ち合わせをさせていただいて、学校が受けていただけるということであればですね、講座内容等も事前に学校のほうと打ち合わせをしたうえでですね、実施したいというふうに考えております。 小学校のですね、講座につきましては、小学校向きにパワーポイントを作っております。 これも同じようにですね、いきなり私どもが学校を訪問して講座を開設するのではなくて、事前に学校側と、このような内容でよろしいでしょうかという打ち合わせをしたうえでですね、日時的に都合がつけばですね、開催をさせていただきたいという

	ふうと考えております。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	課長の説明でよく分かりました。 今、課長が言われたことを、しっかりと教育委員会は受け止めていただきましてですね、今後のサポーター講座に向けて取り組みを、ぜひ、していただきたいと思います。 ちなみに、これが、認知症サポーター講座を受けた方に配布されるオレンジリングでございます。 次に、地域ぐるみによる認知症対策の取り組みということでございますが、大牟田市におきましては、地域ぐるみで、２００４年から毎年９月に、住民が認知症を正しく理解し、高齢者に日ごろから関心を持ってもらおうということで、高齢者が行方不明になったと想定し、町ぐるみで認知症、高齢者の徘徊模擬訓練ということで、認知症の役に扮した人、そして、道行く人たちが発見して、声をかける方法とか、そこにはサポーターの方がついて、こういうふうに声かけたらいいですよとかですね、そういうふうなことでの模擬訓練が行われているということなんですが、こういった模擬訓練に関しましては、町として何かご検討、今後の課題としてお考えがあるのか、お伺いいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 大牟田市の実施状況につきましては、議員ご説明のとおりでございます。 私もですね、大牟田市がなぜそういう取り組みを始めたのかということですね、担当課のほうに確認しました。 ご承知のとおりですね、大牟田市というのは、平成２６年の４月の人口１１万８千人ほどということで、６５歳以上の老年人口が３３．５％ということです。 これはですね、平成２０年４月よりも、人口は約８，３００人減って、老年の人口率はですね、３．８％上昇していると。 なおかつですね、生産人口ですね、１５歳から６４歳までの生産人口もですね、８，６００人ほど５年間で減少しているということで、高齢者対策はですね、とにかく喫緊の課題であると、そういうことで、何かやらなくてはいけないということからですね、始めたということでございます。 確かに訓練をすることは、いざというときに役に立ちますけれども、実際、搜索というふうになりますと、やはり臨機応変の対応が必要でですね、大牟田のほうもですね、訓練の有効性もあるけれども、どちらかというと、認知症の方への啓発と、認知症対策への啓発のほうを重きにおいているというようなことでございました。 先ほどですね、認知症サポーター養成講座の話、質問等ございましたけれども、当面はですね、こういう認知症サポーターの養成講座を継続して開催しましてですね、認知症に対する理解を深めていただいて、地域におけるチェック機能を高めていきたいというふうに考えております。 当面、訓練等の予定はしておりません。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	人口規模等それぞれ違いますけれども、大牟田市におきましては、市内全２１小学校区で２千人以上の方が参加して、実施されているということもございます。先ほどのサポーター養成講座とも連動させてですね、こういったことも今後本当に、大牟田に限らず、もう喫緊の課題です。高齢社会についてはですね。 ぜひ、この件も視野に置きながら、今後お願いしたいと思います。 それと、同じ大牟田市ではですね、メール配信システム愛情ネットということを通

	じて、そして行方不明になった方の情報を登録していただいた住民の方にメールで配信して、そして、搜索協力をしていただいているということでございます。 先日、総務委員会におきまして、朝倉高齢者徘徊SOSネットワーク研究会を、3年間のプロジェクトで立ち上げるために、大牟田に研修に行きたいというようなことも申されておりました。 そしてもう1つ、福岡県の防災メールまもる君もですね、4月から準備ができた市町村に、順次配信していくというふうなことも、これは、ホームページに載っていたんですけども、県のほうのホームページに。 このことも踏まえて、こういったメール配信システムの構築について、大事なことだろうと思いますが、どのように進めていかれるか、見解をお尋ねいたします。
議 長	企画課長
企画課長	まず1点目の、高齢者等徘徊SOSネットワーク研究会の取り組みについて、私のほうから説明させていただきます。 おっしゃいましたように、福岡県の広域地域振興課が事務局になりまして、甘木朝倉、朝倉地域の市町村、それから県というふうな形で、広域連携プロジェクトという取り組みを行っております。 その中で、26年度から3年間取り組んでいこうという方向性の1つが、朝倉高齢者等徘徊SOSネットワーク研究会でございます。 こちらは、議員おっしゃいましたように、大牟田市、非常に先進的取り組みをされております。 そこまで行かなくても、まずは、そういったふうなところの調査研究から始めて、広域的に、認知症になっても、住み慣れた町で安心して暮らせるようなまちづくりを目指していこうじゃないかということで、具体的に、何をこうするというふうなところまで行かなくてもですね、まずは調査研究から、そういう研究会で発足するというふうな取り組みでございます。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	防災メールまもる君については、どのように、本町ではなっているのでしょうか。 実は最近、これまではですね、私の携帯メールには、近場の情報が配信されてきていたんですが、先日は、大牟田市をはじめ糸島市で行方不明になりましたということですね、配信が届いておりますが、筑前町の、こういう配信システムというのは、まだ先のことなののでしょうか。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	ご質問の防災メールまもる君、これにつきましてはですね、今まで注意報、警報、そういったものを、地域別に登録しておれば、個人の携帯のほうにメール配信が来るというようなことでございます。 今後もそのような形でですね、登録すれば、個人の携帯のほうに流れてくるようになっております。 ただし、徘徊者、こういったところについては、最近整備がされたものでございまして、まだ筑前町の方の対応がですね、できてないのが現状でございます。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	県の防災メールまもる君はですね、やはりきちっと登録していただけますと、やはりこういう徘徊、行方不明者の搜索にも大変役に立つと思います。 それで、なるべく多くの住民の方に、この登録をしていただく啓発、これも大事なじゃないかなと思います。 今、企画課長が申されましたように、朝倉高齢者徘徊SOSネットワーク、それはそれとして、しかし、もうこれはきちっと整備なり手続きをすれば、筑前町もここに

	載せて配信ができるんじゃないかなというふうに思いますので、しっかりと。 そして、特に筑前町の場合は、隣接している地域が、朝倉管内だけではなくて、久留米、小郡の管内とか大刀洗、また筑紫野とかですね、広範囲にわたっておりますので、やはりこれは大きな成果を上げることができるのではないかと思いますので、しっかりこの点お願いしたいと思います。 次に、認知症早期発見の対策ということで、今、チェックリスト等が実施されているとは思いますが、今年度はですね、新たに新規事業といたしまして、音楽療法教室とかタブレットを利用した脳トレ教室とか、そういうふうなことが行われていると思います。 そういったときに、これまで軽度の認知症と判明された方がいらっしゃるのかどうか分かりませんが、これを通して判明した場合、どのように医療機関なりに繋げていくのか、この体制というのはできているのか、お尋ねをいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	福祉課の所管している分野になりますけれども、介護予防ということで、先ほど申されました、脳トレとかいろいろやっております。 ただですね、認知症というのはですね、はっきり断定するには、MR I 検査とかCT検査を受けて、脳萎縮が起こっているという状況を確認しないと、高齢者のうつ病とか専門的な症状でもですね、表向きはまったく認知症と同じような状況を示すということが言われております。 ですから、もちろん初期の段階では何か、家庭訪問等を行ったり、あるいは介護予防の中ですね、ちょっと家族に伝えたほうがいいかなと思われる方はですね、包括支援センターあたりから家庭訪問とか電話で連絡はしておりますけれども、非常に認知症というのはですね、調査員に聞きますと、家庭内で本人が拒絶感が強いということです。 これは、1つはですね、認知症を完全に治してしまうという薬がまだないということですね、一度かかってしまうと、あるいは認定を受けてしまうとですね、進行を緩やかにする方法しかないのではないかという不安がですね、本人なり家族にあるということですね、それを伝えることが、またいいのかどうかということもですね、非常に問題だということも、一部報告されております。 ですから、できる範囲ではですね、フォローをしていきたいと思っておりますけれども、こうなった場合は医療機関に繋ぐとかいうことについてはですね、福祉課のほうでは、ちょっと対応はできておりません。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	これは、埼玉県の幸手市のことなんですけれども、頭の健康チェックというふうな、パソコンを使った判定スクーリングテストという、10分ぐらいでできるそうで、65歳以上の方を対象に、週1回、無料で、予約制でなさっているということだそうですね。 今、認知症に特効薬はないと言われましたけれども、やはり軽度のうちに早期発見、早期治療でやっていけば、遅らせることはできるというふうに言われておりますのでですね。 そしてまた、もう1つ、わが筑前町におきましても、タブレットを使用した脳トレ、そしてこれは、軽度の認知障害を判定するというふうに、確か説明で聞いていたと思います。 そういったことで、そういう軽度のうちにどうするのかという、これはたいへん重要なことだと思います。 確かに課長言われるように、難しい部分はあるというのは理解しますが、そ

	こをいろんな方たち、保健師もおられますし、いろんな方たちが総合的に、そういうふうに病院に、じわっと繋いでいくとかですね、そういうふうに、早め早めにするということが、やはり福祉課なり健康課なりの役割じゃないかなというふうに考えますので、しっかりとその辺の取り組みも心していただきたいと思います。 次に、安心・安全の町づくりについて、でございます。 役場ロビーの目立たないところに、何気なく見ていましたら、朝倉管内の交通事故発生力所、ワースト1から10までのポスターが出てたんですけども、そこに6カ所が町内、筑前町の箇所であります。ワースト1、ワースト2というのは、これも筑前町なんです。 これを見たときにですね、本当に町民として不名誉なことだなというふうに感じた次第なんですけれども、このワースト1、ワースト2の箇所、これまでどのような交通安全に向けての対応がなされてきたのか、お伺いいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	ご説明いたします。 朝倉警察署管内の、平成23年から平成25年までの3カ年で、交通事故ワースト1位は、事故件数12件で上高場の栗木酒店前の交差点でございます。そして、ワースト2位は、事故件数11件で、朝日の国道200号線にあります間片^{まかた}交差点であり、残念ながら筑前町が1位、2位というふうになっております。 この、どちらの交差点も国県道と町道が交差している箇所でありまして、車両同士の出合い頭の衝突事故がほとんどでございます。 これまで一旦停止の規制や一灯点滅式信号及び押しボタン信号の設置など、対策を行ってききましたが、なかなか事故が無くならないのが現状でございます。 事故を起こされた方の住所を調べてみますと、栗木酒店前交差点が、町内の方が8人で、町外の方が15人です。間片交差点では、町内の方が3人、町外の方が19人と、町外の方が多く事故当事者となっております。 これを見ますと、現地の土地勘があまりない方が、信号機や停止線を見落として、交差点へそのまま侵入されて、事故を起こしてあるというのが、原因の1つと考えられます。 また、他の原因としまして、交通量や交差点の形状等が問題だと想定されております。 現在、朝倉警察署と、交通規制の見直し、道路環境の整備、交通指導、取り締まり及び交通安全教育等を積極的に進めていくことの確認を行っているところでございます。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	地形的な状況とか交通量の多さなど、要因はいろいろあると思いますし、内外で言いますと、町内の方のほうが少ないというのは分かりますが、私もたびたびあそこを通らせていただきますが、やはり町内で、知ってても、やはり危険度は高いなというふうなことを実感した次第でございます。 安全対策、栗木酒店のところは、やはり点滅式を3灯式にしたりとかいう、警察の希望もあるみたいですけども、実際、実現には、関係者の方の協力が、これはもう一番じゃないかなというふうに考えますが、今後の見通し、改良のですね、それはどのようなになっておりますでしょうか。
議 長	建設課長
建設課長	道路改良に関することですので、私のほうよりお答えしたいと思います。 栗木酒店交差点につきましては、先ほど環境防災課長が言いましたように、県道と

	町道の交差点でございます。 この交差点の改良の必要性につきましては、今年の2月14日にですね、朝倉警察署、朝倉県土整備事務所、筑前町当課のほうで集まりまして、建設課で集まりましてですね、交差点改良の必要性和車両式の信号の必要性については、共通認識に立っているところでございます。 改良のためにはですね、地権者の協力も必要ですし、町道と県道でございますので、一体的に整備を進めていく必要がございます。 そういうことで、今後ですね、県等との協議を進めてまいりたいと考えております。 間片交差点につきましては、国道と県道との交差点でございますし、その手前にJR筑豊本線の大又踏切がございます。踏切の工事は町のほうで負担しなければならないというようなこともございますので、かなり大きな費用がかかるというふうに想定をされております。 そういうことで、中長期的に立って検討してまいりたいと思っております。以上でございます。
議 長	梅田議員、時間が迫っておりますから。
梅田議員	町民の安心と安全のために、ぜひ、いろいろ課題は多いと思いますけれども、よろしく願いして、私の質問を終わります。ありがとうございます。
議 長	これにて、10番 梅田美代子議員の一般質問を終了します。
休 憩	
議 長	ここで、休憩します。 3時20分より再開します。 (15:58)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (15:20)
議 長	一般質問に入ります前に、先ほどの梅田議員の一般質問に対する件で、環境防災課長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。 環境防災課長
環境防災課長	先ほど梅田議員よりご質問がありました防災メールまもる君での徘徊者情報につきましては、まだ筑前町は対応できていませんというご説明をいたしました。確認しましたところ、4月に県の、このメールに関する内容の説明会がありました。 そうしまして、筑前町のIDというものが決まりまして、5月より対応できるようになっております。 登録されてある方にはですね、徘徊者情報がメール配信されるようになっております。以上でございます。
議 長	2番 山本久矢議員
山本議員	ほんじつ、最後の一般質問となりました。的確に、また簡潔に質問を終えたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。 まず、2点、通告書に基づきお尋ねしたいと思います。 内容については、3点、3点ほど、小中学校の授業内容について、また、青色回転灯装備車の利用状況はということで、主にそれを質問させていただきたいと思います。 まず、小中学校と入れておりますけど、ほとんど小学校の授業また教科に入ってくる部分だと思っておりますので、それから質問させていただきたいと思います。 まず、町行政において、学校教育推進につきまして、日ごろから努力をいただいていることにお礼を申し上げます。また、私自身も文教厚生委員としてですね、ありが

	たく感じております。 また、先日の町政報告会において、志をもって意欲的に学ぶ、自立心と思いやりの心を持つ、たくましい子どもの育成をめざし、また、子どもたちに確かな学力、豊かな心、すこやかな体をしっかり身につけさせるという教育施策が説明されました。 また、この目標実現のために、7つの重点項目を設定され、具体的な取り組みが行われていると思います。 では、1番目の質問に、早速入らせていただきます。 主に国語の授業の内容は、また、正しい言葉、内容についてですね、どのような内容なのかとお聞きしたいんですけども。 正しい言葉、日本語等の読み書き能力と思いますが、具体的な国語の授業はどういうふうになっておるのでしょうか、お尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 教育施策説明会におきましても説明いたしましたように、全国学力・学習状況調査の結果に基づく本町の課題の1つに、思考力、判断力、表現力の育成があげられています。 これらの力は、児童生徒が基礎基本の知識や技能を身に付け、それらを活用して、課題を解決するために必要となる力です。 この、思考力、判断力、表現力を確実に育むために、学習指導要領では、すべての教科の学習活動の中で、言語活動を充実させ、言語能力を育成することが重要であるとされています。 国語科のめざすものとして、実生活で働き、各教科の学習の基本ともなる国語の能力、言葉を通して的確に理解し、論理的に思考し、表現する能力、互いの立場や考えを尊重して、言葉で伝えあう能力を育成することが求められています。 各教科等におきましては、国語科では、培った様々な言語に関する能力を基本に、それぞれの教科等の目標を達成することが求められており、そういった意味からも、国語は、これらの言語能力を直接的に育成する責任教科であり、重要な教科であると考えております。 国語の授業につきましては、児童生徒の発達の段階を踏まえた学習の系統性を重視し、学校学年段階ごとに、具体的に身に付けるべき能力の育成をめざした学習指導を行っています。 例えば、敬語の指導につきましては、人間関係を円滑にし、日常の言語生活を豊かにするため、相手や場に応じた言葉遣いが適切にできるように、年間指導計画に基づき、指導を行っているところです。 先日、定期の学校訪問で、三輪中学校の授業に参加した際に、日常よく使われる敬語の使い方について学習し、学んだ敬語を社会の中で使うことができるようになることをねらいとした、国語の授業が行われておりました。 学習指導要領に定めている各教科の授業時数の中で、国語の時数が最も多く、小学校1年生では、授業時間数850時間のうち、国語は360時間を占めていることから、児童生徒の学ぶ力の基盤であり、重要な教科の1つであると考えております。
議 長	山本議員
山本議員	今の課長の説明で、なんとなくと言いますか、いくらか理解できた部分はございますが、ちょっと重なる部分もあると思いますが、最近、自分自身がですね、私自身が感じていることですけども、私を含めて日本人が日本語を正しく話せているのだろうか、言葉を発せてできるんでしょうかと、正しい言葉を話せているのでしょうか、思うことがあります。

	最近の言葉はカタカナ言葉と言いますか、省略をした言葉、日本語にしかない、先ほど課長から説明もございましたが、敬語の使い方など、言葉が、今、乱れているんじゃないかなと。また、先生と生徒の境がないような感じも思います。 また、親しみがあって、どう言ったらいいんでしょうかね、親しみやすい言葉でいいんでしょうけれども、正しい言葉をですね、また、敬語なり、先生は先生ですよというような、威張るとかじゃなくて、正しい目上の方に対して、また、先生に対して、また、いろんな方に対して、そういった正しい言葉をしゃべれるような授業内容にしてほしいなと思っております。 とにかく、今の自分も含めて言葉がですね、はっきり正しい言葉、言語をしゃべれてないように思うところでございます。 東京の世田谷区では、日本語教育特区認定ということで、平成16年の12月に内閣府より、世田谷をさらに進化させるためにということでっております。 世田谷区では、深く考える子どもを育成する。自分を表現することができ、コミュニケーションができる子どもを育成すると。これも筑前町と同じようなことでございますが、日本の文化を理解し、大切に子どもたちを育成するという一方で、3つのねらいのもとに、美しい日本語を世田谷の学校からと題した取り組みを、平成15年度から行ってきましたということで、調べましたところ、そのように載っております。 その取り組みをさらに進化させるために、平成16年12月に内閣府より、世田谷日本語教育特区の認定を受け、平成19年度より区立全小中学校において、特別な教育課程を編成した教育活動を展開してあります。行っています。 世田谷区では、16年12月にということで、構造改革特区世田谷日本語ということで、効果を上げた認められた場合は、その特例措置が全国のどの自治体でも実施可能になりますということで、試験段階とあって、世田谷のほうで、そういう国語特区ということが設けられておりますけれども、この件について、世田谷の教育特区、ご存じでしょうか、お尋ねします。
議 長	教育課長
教育課長	詳しい内容については存じませんが、議員の言われる世田谷区の教育特区につきましては、学校教育法施行規則第55条に基づき、学習指導要領等にならい、教育課程を編成し、実施することができる文部科学大臣が指定する学校、いわゆる教育課程特例校であり、全国221件のうちの指定件数の1つであるということでございます。
議 長	山本議員
山本議員	今の、課長、ご存じだと、少しはということで、今の説明で分かりました。 若干重なりますけれども、世田谷が出てきますけれども、先ほど同じ言葉で、3つ言いました。深く考える子どもを育てる、自分を表現することができる、コミュニケーションができる子どもを育てる、日本の文化を理解し、大切に、継承、発展させることのできる子どもを育てるということで、小学校では、週に1時間の授業を行い、短歌、俳句、古文、漢詩、論語、近代史などを音読したという、そういうことで、いろんな授業が入ってきております。世田谷で行っております。 日本伝来の伝統文化についたり、地名の由来なりということで、また、国語と若干変わってくるかもしれませんが、そういう授業が特区であっておるということで、また、筑前町のほうでも、そういった取り組みをしていただきたいなと思っております。 これから先ですね、ぜひ、こういった取り組みができるのなら、もう少し日本語、母国の国語をですね、正しい言葉なり敬語なり、昔から伝わる言葉をですね、授業なり教科なりに入れてほしいなと思うところです。

	また、小学校のほうでは、英語の授業と言いますか、があっております。また、中学校のほうでは、教科のほうに入っておりますので、それは決まっておりますので、すね、ちょっと中学校に関しては、質問を省略させていただきます。 確かに英語は必要だと思いますが、国際化が進む中ということで、英語の授業に力を入れることは、また、週に1、2時間入れることは大切だろうとは思いますが、日本ではというか、中学校から英語の授業を入れていますが、実際に会話ができる人はわずかですということだと思います。 また、現在では小学校から英語の授業、またはALTを入れての授業です、そういうことであっております。 国際化が進むなか必要であり、重要なこととは思いますが、それと同じように、日本語、日本国語です、日本語の取り組みも重要なことだと考えております。 ということで、また先ほど冒頭に申し上げましたように、また、正しい言葉なり敬語なり、そういった言葉をです、主に取り組みされて、そういった授業なり教科なりを進めていってほしいなと思います。 確かに英語は大切ですが、それ以上に母国の日本語を、また正しい言葉をしゃべれるような、方言とかそういった言葉、また、地元に残っている大切な言葉とかありますけど、それ以外に、基本的に日本語のやさしい言葉なり敬語なりを教えるようにしてほしいなと思います。 次の質問に入らせていただきます。 2番目、青色回転灯装備車ということで、通称青パトと言っておりますけれども、その利用状況なり内容について、質問させていただきます。 青パトの利用目的は、位置づけはということで、1番目に書いておりますけれども、もちろん自分自身も内容的には分かる部分ではありますが、青パトの利用目的、位置づけと言いますか、どういった位置づけで、公用車になると思いますが、どういった位置づけでしょうか、お尋ねいたします。
議長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 青色回転灯装備車、通称青パトでございますが、この利用目的、位置づけについてのご説明をいたします。 屋根部に青色回転灯を装着した車両でのパトロール活動は、視認性が非常に高いことと天候に左右されることが少ないという、少人数で広範囲を効率よくパトロールできるため、犯罪などの抑止効果が大きく期待できるとともに、住民の方々に安心感を与える有効な地域防犯活動であり、青パトを活用した安全で安心なまちづくりに寄与することを目的としております。 また、地域の安全は、地域住民で守るという基本的な考え方に則り、住民の生命と財産を犯罪から守るため、朝倉警察署と連携をとりながら、地域の自主防犯パトロール等を軸とした、幅広い防犯、防止活動を展開することを位置づけとし、地域社会の安全に寄与するものと考えております。以上です。
議長	山本議員
山本議員	目的、内容的には、また位置づけについては、課長の説明で分かりました。 関連と言いますか、青パト、別な利用というか、不法投棄とか、そういう監視でも青パトは使われているのでしょうか。また、回転灯は回してあるのでしょうか、お尋ねいたします。
議長	環境防災課長
環境防災課長	お答えします。 利用状況について、お答えします。

	現在、環境防災課が維持管理している本町の2台は、毎月2回実施しています町全域の交通安全街頭指導巡回や交通安全週間キャンペーン時の広報車、交通安全教室や防災訓練等の出前講座、あとカーブミラーなど、安全施設設置に伴う現場の確認、火災、災害、行方不明者捜索時の現場車両及び、議員先ほど申されました不法投棄防止のためのパトロールカーとして使用をしております。 また、町の保護司会や少年補導委員会が定期的に実施している地域防犯パトロールや不審者出没情報等により、夜間巡視パトロールにも役立てております。以上でございます。
議 長	山本議員
山本議員	今の利用状況で、また、3番目に質問をいたそうと思っていましたが、今の説明の中に、どういうグループ、団体が使われて利用されているということで、分かりました。 通称青パトで通させていただきます。 青パトは、台数はトータル、臨時的に取り付ける青パトと、白黒、パンダカラーの青パトは、合計何台あるんでしょうか。 また、配置と言いますか、本庁舎に何台、総合支所に何台あるんでしょうか、お尋ねいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えします。 青パトの台数ですが、白黒で塗装されました車外拡声器と青色回転灯が装着された軽自動車ですね。これが本庁に2台保有しております。また、磁石で簡易的に装着できる青色回転灯を、支所の生涯学習課と教育課に1基ずつ備えております。 パトロールの際に、車外拡声器装備の軽自動車に、この簡易回転灯を装着して使用しております。以上です。
議 長	山本議員
山本議員	配置と言いますか、本庁舎、まためくば一教育課なりに、台数は分かりましたけれども、白黒で塗装した青パトが本庁舎に2台と、臨時的に磁石で取り付けられる、荷台にでしょうか、つけられる。 また、もちろんだんな車にもつけることはできない、登録しとかな、その青色回転灯は付けられないと思いますが、私が申し上げたいのは、白黒、パンダカラーの青パトをですね、2台も要らないんじゃないかなと。 要らないという表現はよくないかもしれませんが、総合支所なり教育課なりに配置をできないかと思っておりましたが、なかなかいろんな事情で、また、白黒の青パトですね、それで訪問なり、いろんな状況の訪問等がありますので、なかなかしにくいということも若干お聞きしました。 どうしても無理なんでしょうか、白黒の青パトですね、総合支所のほうに置くことはできないんでしょうか、お尋ねいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えします。 白黒に塗られました青パト2台は、先ほど申しましたように、環境防災課で常時使用している状況でございます。 総合支所につきましては、上下水道課、生涯学習課、こども課、福祉課、そして教育課がありますが、公用車としましては、現場に道具を運搬したり、現場用に機材を常備しておくことや上下水道料金の徴収、福祉相談での個人のお宅を訪問することが多くの使用方法となっております。 これらの用途にですね、回転灯を装備した視認性の高い青パトを使用するのは、目

	的が少し違うものと思われますので、使用頻度が極端に少ないものとなります。 三輪地区での活用につきましては、少年補導員が月に2回、三輪校区の定期パトロールに使用されておられるようです。 現在は、生涯学習課管理の公用車に簡易的な青色回転灯を装着されて行われています。 これにつきましてはですね、より視認性が良い白黒塗装の青パトのほうが、防犯抑止効果が高いと考えられますので、今後総合支所でのですね、青パト使用範囲を協議したうえで、三輪地区での活用を配慮した取り扱いを検討したいと考えております。以上でございます。
議 長	山本議員
山本議員	いろんな事情でですね、白黒に塗られた青パトでは、なかなか業務遂行がやりにくいという場合もあることが分かりましたので、それで理解いたしました。 しかし、三輪地区のほうから補導員さんなり保護司の方なり、定期的に巡回をされております。 白黒のほうはもちろん抑止効果があるので、そこら辺をどうにかならないのかという気持ちで、思いで、三輪地区のほうに白黒の青パトが配置ができないものかということで、質問をさせていただきました。 それと、もちろんのことですけれども、いろんな方が、要するに団体の方が乗られますので、自賠責保険ですね、もちろん自賠責は、車検を受けるときに入っとかなくちゃいけません、任意保険ですね。 いろんな団体の方が乗られるということで、2つ前ぐらいの関連になりますけれども、保険等入ってあるんでしょうか。 また、青パト専用の青パト保険というのがありますが、そういうのに入っておられるんでしょうか、お尋ねいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 任意保険につきましては、議員が言われてある青パト保険、これにつきまして、地域で組織する防犯団体が、個人の車を青パトとして防犯活動に使用する場合に、保険料の軽減をするものでありまして、県の防犯協会連合会の賛助会員となることで、5%の割引が適用されるものの保険でございます。 現在の筑前町の青パトにつきましては、町の公用車ということで、一般財団法人全国自治協会の自動車損害共済保険に加入をしておりますので、そういった事故の際にはですね、対応できるようなことで、皆さんにご利用いただいております。以上です。
議 長	山本議員
山本議員	入っているということで、それで対応ができるということで、理解いたしました。 できるだけ三輪地区のほうで、私が三輪地区だから申し上げているんじゃないくて、いろんな団体の方から、こちらのほうに白黒の青パトが配置できないものかと。また、補導委員会なり保護司の方たちからお尋ねがあったので、お尋ねいたしました。 ぜひ、いい方向でですね、配置ができるならばお願いしたいなど。それを願ひまして、私の質問を終わります。
議 長	これにて、2番議員までの一般質問を終結します。
散 会	
議 長	明日は、本日に引き続き、8番議員から一般質問を行います。 本日は、これにて散会します。お疲れさまでございました。 (1 5 : 4 8)

